新婦人協會

機關雜誌

女性同盟

三月號

6


女兒改良服
―三月一日より新製品發賣―
在來の裂地を僅かの所要尺で平易に仕立る事が出來且つ衛生にも適ひ体裁も優美なので昨秋發賣以來各學校御家庭に大好評を以て迎へられつゝあります（裁縫方說明書進呈、附屬品一式取扱）
東京上野
松坂屋
いとう呉服店

無料

婦人相談部開設

（本月第一月曜日より）

今月から婦人相談部を開きます。婦人ならばどなたでも無料で協會の役員が一身上の御相談相手になります。

一、相談事項

戀愛問題、結婚問題、家庭問題、子供問題、教育問題、生活問題、其他一切の煩悶。

一、面會時間

毎週月曜、午後一時より夜八時まで

地方の方又は外出の御不自由な方の爲め手紙の御相談にも應じます。

一、擔任者

主任 平塚明、市川房枝、奥むめお

必要な場合は專門家を御紹介します。

一、場所

新婦人協會事務所内（動坂終點より東四丁）

新婦人協會 事業部

女性同盟維持費募集

新年號本部通信中に記載しました通り、雜誌の經營が可成り困難な狀態に居りますので左記の規定により大方の御援助を仰ぎたいと思ひます。

一、御加入の日より向ふ一ヶ年間毎月「女性同盟」發行費缺損中へ出金する事。

一、一口を金一圓としそれ以上幾口にても可なる事御送金は出版部宛の事。

一、御加入の方には毎月雜誌の決算報告をする事。

已に御加入下さいました方々の御氏名は來月號紙上で發表いたしますがこゝに厚く御禮を申上げます。

新婦人協會 出版部

女性同盟　三月號目次

新婦人協會綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

新婦人協會宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。

是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、茲に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神を以て、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を遂せんことを期する所以であります。

大正九年三月二十八日

女性同盟

第六號



大正十年三月一日發行

現在の政治と婦人の要求

奥むめお

□

もし政治といふものが、現在の政治家が云つたり行つたりしてゐるやうに嘘や駈引で出來てゐるものならば、さうしたものは私達の眞實の幸福や、眞實の生き方に何の交渉もないであらうと思はれます。

近頃日本の思想界に於ても、大びらに議會制度の否定とか、直接行動とかが云々されるやうになりました。同時に勞働團體の中にもさういふ傾向が動いて來た事が明らかであります。然し果してどうでありませうか。翻つて私達の周圍をかへりみる時、絶對の自由、即ち何等の公的管理のない社會を考へる事は、現在の私共としては餘りに縁遠い空想ぢやあるまいかと考へざるを得ません。斯うした意味で、現在の社會制度に根ざしてゐる根本的の缺陷や、それから生れた現在の政治や法律に、多くの否定しなければならないものが在る事を感ずると共に、それ等に代るべき公的管理としての機關を肯定したいと思ひます。勿

論それは個々の人間の欲求や理想に根ざしたものでなければなりません。それではさうした個々の人間の欲求や理想が、果して一般的に一致するものであらうかといふ事に疑問が起りますが、それに就いては、私は人間の社會性といふものを信じたいと思つてをります。そして個々の人々以上に存在してゐる何等かの統一といふものを考へずにゐられません。たゞ、その一般的であるべき筈の統一が破れていろ／＼のものが或る特殊の少數の人々の手に壟斷されたとき、そこに全體として、又個々人としての不合理が現出するのであると思ひます。

□

これまで、政治とはわれ／＼人民の上に立つてゐる、選ばれたる或る少數の人々のする、自分達には想像も出來ない程尊い、六ケしいものゝやうに考へられてをりました。そして故もなく政治家を尊敬し、畏れて、政治の事を考へたり、理解したり出來ない事を恥としないのみか、寧ろそれが當然のやうにさへ思ひなされてをりました。然し政治とはそんなに高いものでせうか。否、政治とは私共の日常生活をよりいゝものにするための生活樣式であります。男ばかりでありません、女も子供も、老人も、全ての人がより幸福になるための社會的一樣式にすぎないのであります。少く共さうでなければならないのです。

政治がさういふ風に、高いもの、尊いものと思はれ、又思はせる處に今日の政治の缺陷があります。日常生活を離れて政治のある筈がありません。私共が物價騰貴に苦しむのも、農民が米價低落に苦しむのも政治の如何にあります。租税を徴收されるのも、戰爭にとられて行くのも皆政治の鹽梅に依ります。それ故、全ての人が幼老、男女を問はず一國の政治に參與する事は、權利であると共に義務です。

萬人の上に立つてゐなければならない政治が女子を拒むことは、政治そのものを不合理にします。不合理である政治が萬人を幸福にする事が出來る筈はありません。不幸なのは拒まれてゐる女子ばかりで

ありません。實に今日の社會の致命傷は、この不合理な政治にあるのであります。

□

私共の對議會の政治運動を目して、徒らに現在政治家に阿る愚擧であるとする人があるやうであります。假りに婦人の政治的自由が認められたとしても、私共の政權の行使が、徒らに今日の政治の弊害――詭構策畧、駈引などを一歩も出てゐない――を倍するに過ぎないとしたら、私共の參政權運動もその意義を失つてしまいます。確かに今日の政治運動にはいろ／＼な情實が纒綿としてをりますから、そこへ入つて行く者を惡化させずにはおきますまい。政治的特權階級を利益するに過ぎない今日の政治に參加する事もその人の墮落を意味するだけかもしれません。

然し、私共は今日の政治を認めないのです。私共の要求する政權は、今日の政治を崩壞させ、同時にそれに代へる新しいものを建設するために必要なものである筈です。ミイラ取りがミイラにならないやうに、用心しなければならないのはこのいましめでせう。

□

或る學者等は、婦人運動は勞働運動の一部だと云つてをります。婦人が眞に解放されるためには、男權より自由になる事と共に、無產階級者の群に投じて資本的暴威に挑戰しなければならないことゝ私もこの一面の眞理は認めますが、だが果して現在の大多數の勞働運動者は、婦人の新使命を見出し、これを尊重するだけの寛大さを持つてゐるでありませうか。私はそれを信じません。

聰明な少數の知識階級者に依つて、或ひは多數の勇敢な無產階級者に依つて、どんな新社會が持ち來されるとしても、恐らくは、婦人の力はその新社會の創造に與る事なくして、依然として今日のまゝの奴隷

的存在を續けなければならないでせう。私達は未明の社會を語る前に、先づ私達婦人の地位を見出さなければなりません。今日、婦人はどんな存在にをかれてありませうかその大多數を占めてゐる家庭婦人は、また婦人勞働者は。

實に婦人問題の解決者は婦人自らであります。婦人がその地位に目覺め、內在する力に目覺めて、不合理な今日の文明――それは男權專制であり、資本萬能である事に依つて、救ふ事の出來ない誤りを姙んでをります――に代はる新文明を建設しなければなりません。それは單に婦人を幸福にするばかりでありません。男子もまたこれに依つて救はれませう何故ならば、現在の文明は男子自身をも不幸に陷れてをりますから。

□

これまでにあつたいろんな婦人團體の成立や運動を見ても解るやうに、日本の所謂社會的な運動といふものは、その名目は婦人のために、或ひは婦人自らの手に依つてなされてゐても、多くは男子の社會的興味または利益の對象として寧ろ利用されてゐるものでありました。從つてそれがほんとうの意味の婦人運動の將來を暗示するものでなく、又、それ等の團體が當然龍頭蛇尾に終つた事實が證明してゐるやうに、その根據は極めて薄弱なものでありました。これまでにかなり澤山の團體のあつた事を數へられ、それ〴〵の婦人連がいろんな方面に活動してゐたにも係らず、依然として婦人の地位が向上しなかつたのもこれに依るやうに思はれます。凡ゆる婦人運動はその根底に於て、婦人自らの要求と、婦人自らの手に依つてなされなければなりません。

それにもかゝはらずこれ迄の多くが眞の意味で婦人運動といふ事の出來ないものであつたといふ事は婦人自らの中にさうした要求がなかつたのであらうかと云ふならば、私はそれも信じません。私は寧ろそれ等の要求を無視し蹂躪してゐた事を、社會の共同責任として問ひ度いと思ひます。

男女共存のために婦人參政權を

長谷川初音

　私に今一つの願ひが叶へらるゝと致しましたら何を第一に申出るて御座いませう。私には要求が多いので隨分迷ひます。治警五條の改正も願ひたい。參政權も欲しい。爭のない世界も欲しい、虛言のない社會も欲しい。日本中の婦人の眼を一時にパッと開いてもほしい。日本中の男子から因習的な婦人觀を薙張りと取り除いてもほしい。

　私ども夫婦の者は働きの關係上、しば〳〵驚くべき社會の裏面を見つけられたり其あと始末に引つ張り出されたり致します。實例等は今あげてゐる時間も有りませんが、其れが如何に複雜な問題に見えて居ましても、手繰つて行けば何時でも男女の權利問題に行き詰るのが極りてあるには考へさせられざるを得ません。

　尤も時の力は大分日本の男子を紳士らしく致しました。同時に婦人を大分人間らしく致しました。然しいづれも未だ大分と言ふ程度に過ぎません。一皮はげばスグそこに女大學式が顏を出します。淸盛の鎧姿そつくりで御座います。赤地の錦の直垂に黑絲縅の腹卷して、白金物打つた胸板を當てた上に薄墨染の素絹の衣を引つ掛けて、重盛と向ひ合つて坐つた淸盛の姿をギゴチなく見ない人がありませうか。淸盛は自分に十分鎧を着るの非を承知いたして居りました。さればこそ上からでも法衣を纏ふて隱したので御座いますけれども、胸板の金物が外れては見え〳〵致します、それを又隱さうと頻りに襟を引き合せ〳〵致しますが、鎧を脱がない以上無駄な努力で御座います。たゞ法衣を上からでも纏ふと云ふ心持に、私どもの望がかゝつて居る丈で御座います。

　もう之迄の樣な自分天下な、御都合主義な、男子中心の社會を誰も最上とは思つて居りません。人格の尊重、男女の平等、社會は道理として十分理解し

て居りますけれども、どうも未だ思ひ切つて鎧が脱げませぬ。何だか脱いては非常に不都合に成りさうに思はれて思ひ切れませぬ。そこで不徹底な兩方着用姿でごまかして居りますから、何か一つ事件に出喰はせばスグに下から鎧が顔を出します。

婦人參政權の問題も今日では然う頭ごなしに退ける人は御座いません。けれども何時でも「まだ早い」て濁されて居ります。事實今日の婦人に男子程の政治的能力は無いかも知れません。然し其れは今日迄の制度の缺陷で參政權を與へて其能力を伸すが早いか、伸してから與へるが早いか、實に分り切つた問題で御座います。實行すべき事を實行するに「早過ぎる」と云ふ事は最も私に解せない事でございます。たゞ解せるのは「これも生れ乍らにして着せられてゐる祖先傳來の鎧の迷信の祟だなア」といふ事だけてございます。而も今日男子の手に依つてのみ爲されて居る政治がどれ程完全なものなのでございませう。

「これ丈の事が婦人達に未だ出來るものか」

とは隨分自惚れた話でございます。然ればと言つて私共は、私共婦人の手に依つて直ちに現在よりも良き代表者を選出し得るとも申ませんし、更に進んで婦人の代表者が出たとしても、それに依つて直ちに議會が聖化されると自惚れるのでもなく、又私達婦人の要求がそれで直ちに行はるゝ樣になるとお目出度く慌てゝ居るのでもありません。たゞ（グーシの言葉を借りて言へば）

「國家が國民を基礎として立つてゐる限り、國民が男女の共同生存に依つて成立してゐる限り、而して又立法が其國民の意志の發表であるとする限り、女子も男子と同樣に自分が自分の選んだ代表者を通じて立法に與る權利がある」と云ふ事を當り前過ぎる程當り前と信じて居る丈なので御座います。て若し實行する上に女子の能力に不足を感ずるならば退けるよりは敎ふべきて御座います。方法を盡して實行の爲めに苦心する以外、私には何の問題も無い位當然な問題で御座います。其當然過ぎる程當然な問題が、今日尙ほ當然として通用しないのは正にこれ鎧の精でなくて何でございませう。

然し私の標的は決して制度ではございません。參

政權其ものでは御座いません。與へる與へぬの精神にあるのでございます。鍵に在るので御座います。今假りに婦人が血を流して參政權をかち得たとしましても、私には喜びも滿足もありません。私は男子を向ふに廻して喧嘩せうとも競爭せうとも思つて居りません。負けるのは元より好みませんけれども勝つのも實はイヤなのでございます。ほんとに心からの仲善になりたい。間に合せや諦めてごまかしたのではない、どんなに振つても、つゝついても、どうしても何時までも狂はない仲よしになりたい。其爲めに參政權も欲しいので御座います。男子の理解に依つて男女の協力が徹底的に行はるゝ社會、寸分隙のない相互扶助の行はるゝ社會にあこがれますが故に鍵が脫いて欲しいのでございます。人間には決して差別のあるものではない、いづれも今日に迄引き續いて行はれて居る神の天地創造の大事業に無くてはならぬ働き人の一人一人として貴いもの、弱者は弱さに於て强者よりも强者、其價値の總和は常に平等であると信じて居ります私は、凡ての人が相助け相救ひ相愛してゆく社會を理想といたします。この社會に於てはいづれが大なると、イガミ合ふ必要はありません。相互の意見を尊重しつゝ相互の幸福を希ひつゝ相互の不足を補ひつゝ豊かな氣分で働きを樂しむ事が出來ます。今日の民法が社會のヒナガタである家庭に向つて、明かに夫婦に相互扶養の義務を負はせて居りますことを愉快に存じて居ります。完全なる男女の平等觀に立脚しなければ考へられないことでございますから。所が今日最も婦人の同情者である人から尙ほ斯う云ふ議論を聞きます。「卽ち最も人間らしく生きたいと願ふ婦人は、最も自己の使命に忠ならんと希ふ婦人は、宜しく獨立して與へられたる能力發揮に力むべし、女子なるが故に必ずしも結婚しなくつちやならないといふ事はない」と、勿論結婚するせぬは個人の自由でございますからそれはよろしいとして、獨立しなければ婦人は人間らしく生きられない、獨立しなければ使命に忠なる事が出來ない、天賦の才を發揮することが出來ないと云ふのであれば、これ程間違つた社會はございません。男子の場合に、そんな事が問題にならない限り、女子の場合にも決して衝突すべきもので

はございません。それを衝突すべきものと考へるのは男子の我儘で御座います、社會の謬見でございます、鎧のさせる間違でムいます。家庭は婦人を人間から葬る墓場ではございません。家庭は婦人の才能を屠る呪の場所ではございません。それは家庭が男子を人間から葬る墓場でもなければ使命の遂行を妨げる障碍物でもないと同様でございます。こんな分り切つた事をこゝに云はなければならないのは、事實今日迄の家庭が婦人を葬りつゝあつたからで御座います。

私はある種の人達の如く男子から解放なんか叫びません。家庭からの解放も叫びません。況や婦人からの解放を希ひません。私ども一人一人は身に適した仕事を持つた社會の大切な分擔者であることをどこ〳〵迄も忘れません。私どもはこの分擔を忠實に果してゆく爲めに、居心地のよい働き場所即ち社會を要求いたします。參政權亦その一つの方法として要求するに過ぎません。根本は私共婦人の一人一人に人間としての婦人の權利婦人としての婦人の權利の完全に認められんことゝて御座います。實にこの人間としての婦人の權利、婦人としての婦人の權利、これこそが何を措いても第一に申出てたき私の願てあるので御座います。

記者曰、長谷川氏は神戸女學院の教授でゐられます。本文は去る二十二日大阪に於ける協會の講演會で、御講演下すつたものゝ要點を再び書いていたゞいたのです。講演の際の題目は「消極の鎧」といふのでありましたが、本號は婦人參政權を主にいたした關係上、「男女共存のために婦人參政權を」と記者が勝手につけました。其點は筆者及讀者の方の御諒承を願ひます。

●●●●●●新聞記者への抗議

お寒さ厳しい折柄お元氣の御様子何より嬉しく存じます御無沙汰ばかりでお申譯ございません。一度おたづね申上げようとおもひながらまだ怠けてをります。承ればいろいろお活動の御様子、ありがたいとおもいます。何にもお役にはたちませんけれど私も女性の一人として、我々の爲に矢面になつておはたらき下さる方々に感謝せずには居られません。それにしても世の中はあまり不眞面目です。新聞なんかみると口惜しくつて抗議を申込みたいと思ひます。まるで女性といふものを自分たち人間の仲間だと考へて居ないやうな口ぶりなのですもの。あなたがたの御苦心をつく〳〵お察し致します。あゝした男性にこの上とも努力を委ねて居るのはたまらないことです。まるで自分の價値を知らない人たちなのですね。（包子）

First Aid to Patriotism: Woman Suffrag

PATRIOTISM depends on love of country and a SE-NSE OF RESPONSIBLIITY to one's country.

The responsibility in a democratic government like the United States rests with the voters.

Sons inherit from mothers as well as fathers.

Does the country need patriotic and responsible men?

Then it must develop patriotic women with a high s-ense of responsibility.

As long as one-half the people are denied the vote, the sense of responsibility in one-half the people will not be fully developed.

Woman Suffrage Means Patriotism.

VOTES FOR WOMEN!

NATIONAL WOMAN SUFFRAGE PUBLISHING COMPANY, INC.

171 Madison Avenue New York City

Printed Jury 1918

婦人參政權は愛國主義への第一の助け

愛國主義は國を愛する事とその國に對しての責任觀念の上に懸る。

アメリカの如きデモクラテイツクな政治に置ける責任觀念は選擧人に依らざるべからず。

小供は父よりゆづられるが如く母よりもゆづられざるべからず。

國家は愛國的な責任觀念ある人々を必要とせざるや。

然らばそれは高邁なる責任觀念を有する愛國的婦人の啓發にまたざるべからず。

人類の半分が選擧權を拒まれてゐる間は、人類の半分の責任觀念は十分進步する事能はざるべし。

婦人參政とは愛國を意味す。

（アメリカ婦人參政同盟會で用ひてゐた宣傳ビラの一つ。E譯）

議政壇上より

大正十年二月五日の衆議院本會議に上程された、治安警察法第五條改正法律案第一讀會に於ける提案說明の速記。

婦人に政治を了解せしむるは正に時代の要求なり

政友會代議士　一宮房次郎

只今議題になりました治安警察法中の改正は世界の大勢時運の進化に鑑みまして、警察法中第五條第二項、其中から致しまして「女子及」と云ふ三字を削つて、婦人に對しても政談集會に會合を致させ、又發起人たるの自由を與へたいと云ふのであります。極めて簡單なる案でありまするから、簡單に說明の理由を申述べたいと思ふのであります。

諸君が御承知の如く男女の性的區別に依りまして差別的待遇を與ふると云ふことは、殆ど正義の許すべからざる所であるのであります。併し從來に於きましては、事實上に於て、女子は智識の點に於て比較的低級でありました。又經濟的に男子に從屬致しまして居りましたが爲めに、社會的には劣等なる待遇を受けて居つたと云ふことが、悲むべき所の事實であるのであります。併し最近教育の發達に依りまして、女子の智識も非常に向上して參つたのであります。或は思想上に於て、或は其他の職業に於て、婦人の才能が今日に於ては、男子に比して全く遜色のないと云ふことは、事實の明に之を證明致して居る所であります。否な單に劣つて居ないのみならず男子に比較しまして更に大に優つて居る所の、幾多の美點を吾々は發見することが出來るのであります斯の如く智識の向上は、其婦人の覺醒とが男子に對しまして當然機會均等の要求を爲すと云ふことは、自然の趨勢であるのであります。

殊に女子をして大に覺醒せしめた最近の著しい事例があるのであります。それは近來社會の進化に伴

ひまして、社會組織が益々複雜となつて參つたのであります。爲に婦人の社會に於て働くべき職業が増加致しまして、婦人は經濟的にも、男子より獨立致すやうなる時世となつて參つたのであります。此婦人の智識の向上と、又經濟的の獨立と云ふものが、男子に對して機會均等の請求――要求を爲すやうになつて來ると云ふことは、是は當然の結論であるのであります。

果して近世紀に至りまして、歐米諸國に於ては男子と平等なる所の待遇を要求する所の種々なる運動が發生して參つたのであります。英國の有名なる所の「パンクハースト」夫人を首め、參政權運動と申しまするものは、最近に於て社會主義の運動と共に、世界の二大思潮となつて參つたのであります。殊に歐羅巴の戰爭に於きましては、各交戰國に於ては、男子が國難に趨つて多く戰場に參つたのであります隨て國内に於ける社會的或は政治的機關に於て、多く婦人の力を待たなければならぬと云ふやうな機會が參つたのであります。此場合に於きましては、社會事業に於て、或は政治的の働に於て國家に貢獻致したる所のものは、男子に比して決して大なる遜色がないと云ふことを、事實上に於て證明致したのであります。之が爲めに女子の社會的地位及政治的地位と申しまするものは、全く歐米各國の一般の承認を經て參つたのであります。歐米諸國に於ては、婦人の參政權と申しまするものは既に國民的の承認を經て、又巴里會議に於て締結されたる所の國際聯盟の中に於ても、婦人の行政的地位と云ふものは、明かに是が認められてゐるのであります。即ち今日婦人を家庭の從屬的地位より解放致しまして社會的にも、又政治的にも國家に對して貢獻せしめるやうに致さなければならぬと云ふことは、全く世界的の大勢であると私は思ふのであります。

我國の婦人の地位が、歐米諸國の婦人の地位と必ずしも同一であるとは私は申しませぬけれども、近來に於ける我國女子教育の發達と云ふものは、大に婦人の發達を促して來て參つたのであります。又我國の時勢の進歩と申しますものは、漸次婦人の覺醒を促して、是等の婦人をして社會的に大に努力せしむべき所の氣運を作つて參つたのであります。此際

に於て我國に於きましては、世界の大勢に鑑みて婦人に對して政治的了解を與へて將來更に大に國家の事業及社會の事業に努力せしめるが爲めに、婦人をして政治的了解を得せしめると云ふことは、正に時勢の要求であると私は思ふのであります。

此意味に於きましては、私は治安警察法の第五條第二項を改正致しまして、先づ婦人に對して政治的了解を與へ、將來大に其政治的才能を具備せしめる爲めに、婦人の政治集會に會同することを禁止し、竝に其發起人たる所の自由を束縛致して居ります所の、此規定を改正致したいと云ふのが吾々の提案の要旨であるのであります。

又他の方面より考へて見ますと云ふと、立憲治下の現代生活と申しますものは、政治と國民との間に密接離るべからざる所の關係を作つて行つて居るものであります、獨立の生計を營む所の婦人が、男子と同樣に有ゆる點に於て、政治的了解を必要と致すのみならず、家庭の婦人と雖も其日常生活に於て、朝から晩まで政治及法律と云ふものと關係を離れることは出來ないのであります、或米國の「サフラゼット」の唱へた如く、例へば瓦斯を捻る、電燈を點ける、此に民衆の公益と利害關係を持つて參るのであります。電車に乘つて商店に買物に行く、此に消費税及通行税等の關係が結ばれて行くのであります溝の掃除を致しても、或は塵箱を掃除致しても衞生の規定、或は衞生の行政と離るべからざる所の關係が此に生じて參るのであります。故に婦人をして其家庭生活を徹底せしめ、又家庭を通じて社會を改造せしむるが爲めにも、婦人に政治を了解せしむると云ふことは正に時代の要求であると私は思ふのであります。

殊に立憲治下に於て妻として其夫を助ける、夫をして立憲的國民たる生活を徹底せしむるが爲めにも又母と致しまして其子女を養成して、立憲國民たる所の資格を教育致しまするが爲めにも、立憲國の婦人にして政治的了解なくしては、良妻賢母たることは到底出來ないと私は信ずるのであります。他の方面から考へて見ましても、我國に於きましては、政治政黨を滿載致して居る所の雜誌新聞と云ふものが各家庭に入つて居るのであります。家庭の婦人、家

庭の女子が之を讀むことを、如何に禁止することが出來まするか。又貴衆兩院議院に於ては、態々傍聽席を設けて婦人の傍聽を許して居るのであります。然るに政談集會に會合することのみを禁止すると云ふことは、全く是は表門を閉めて裏門を開放して居るのと同樣であつて、全く無益なる規定であると思ふのであります。此意味に於て吾々は治安警察法の第五條中の第二項を改正しまして、婦人を從來の家庭的束縛から解いて立憲治下の良妻賢母を養成するが爲めに、又立憲治下の完全なる婦人を造るが爲めに、此改正を行ふと云ふことは、正に時勢の要求であると思ふのであります。

此意味に於て本改正案を提出致しました次第でありますからして、願くば諸君も滿場一致を以て、之に御贊成あらんことを希望致す次第であります。

治警五條解禁は四十四議會最大最高の立法事業なり

無所屬代議士　松本　君平

本案は婦人に政談結社の自由を與ふる案でございまして、昨年私共無所屬に屬する議員より、本案を提出したのであります。當時田淵君が詳細なる此案の説明を致したのでありますから、今更深く理由を申上げる必要も無いと思ふのであります。

本年は各派より殆ど類似の案が提出されて居るのであります。國民黨よりも、憲政會よりも、又政友會よりも、同じ婦人に政談を許す所の案が提出されたのであります。政友會の諸君が、特に本議會に此案を提出されるまでに御奮發を願つたことは、私共多大なる感謝を表するのであります。

婦人が政治に干與し、政談を聽くと云ふことは、詰り現代の政治に、幾分か婦人の要素を加へると云ふ意味であります。唯今政友會より提出された所の一宮君が御説明になつた通りに、洵に御説は御尤であると思ひまする。男女は知識に於きまして別に差別が無いと云ふ、男女の機會均等を要求するは、正當なる理由であると云ふ御説、それから婦人の政治の了解を得ることは、時代の要求であると云ふ御説立憲政治の治下に於て良妻賢母たるには、婦人が政

治を了解しなければならぬと云ふ所の御說、是等は正に時代の要求であつて、政友會の諸君が此所まで御奮發を願ひ、此所まで時代を了解せられたと云ふことは、實に時代の力を感謝するのであります。

婦人が明敏なる直覺力を持つて居ること、又婦人が溫き感情を有して居ること、又婦人が總ての思想に於て精巧即ち「デリカシイ」を持つて居ると云ふことは、男性の及ばざる所の大なる長所であります。現代の政治に此新しき要素が入ると云ふことは、時代の空氣を淸新な光に誘いて、今の政治が餘りに殺風景であり、餘りに殺伐であり、餘りに沒趣味である所の此現代の政界を一新するに就て、大なる力であることゝ思ふのであります。

此女子に政談結社の自由を與へると云ふことは、治安警察法の第五條の制限でありまして、此中の「女子及」と云ふ數語を取去ると云ふことが、此案の趣旨でありまするが、此僅かなる三四字を治安警察法より取去ると云ふことは、甚だ小問題のやうに見えるのでありまするが、實は是は重大なる大事業であります。即ち六千萬の國民の中に於て、三千萬人を組織して居る所の此婦人、三千萬人の婦人を、政治上に解放する所の一つの段落であります。即ち是は三千萬人の政治の此圈外に拋り出されて居つた所の此婦人を政治的に導く、此僅かなる數語に於て、法律に依つて制限されて居る此字を取去ると云ふことが詰り全國民の全般を政治に導くと云ふ所の大事業であります。國家改造の第一步と私は思ふのであります。四十四議會に於て多くの法律案、多くの議案が提出されて居るのでありまするが、惟ふに此女子――全國民の半である所の三千萬人の女子を政治の圈内に導くと云ふ、一步を入れしむる所の此法律は、蓋し四十四議會に於て、最大最高の立法事業であると思ふのであります。

唯だ茲に政友會の諸君の出されたる所の改正法律案は、婦人の政談を認めると云ふ事だけに止めてあるのであります。吾々が茲に提出して居るのは、更に一步進んで、婦人に結社の自由をも與へたいと云ふことの希望を以て、此案を出して居るのであります。是は政友會の諸君が此所まで進んで來られたと云ふことは、吾々は大なる感謝の意味を表する所以

てあるが、更に何故にもう一歩進んで、結社まで之を許すことをせられないのであらうか。既に一宮君も言はれました如く、男女の智識に於ては既に差別を認めない、男女の機會均等は正當なる要求であると言ひ、婦人が政治に諒解をするのは時勢の要求であると言ひ、又立憲治下に於ける良妻賢母には、政治上の知識を與へなければならぬと言ふだけに、是は實に新人の言であります。新しき思想を以て代表する所の言葉でありまするが、是まで御進みになつたならば、今少しもう一歩進んで、女子に結社の自由を與へると云ふ事も當然ではあるまいか。願くは政友會の諸君も今少し御奮發を願つて、茲に既に政談の自由を許す以上は、更に結社の自由をも御認めになつたらば如何であらうかと云ふことを、私は御願するのであります。而して前に此案を提出されました時に、政友會の賛成の方々の中にも、大分結社の自由まで賛成を表せられたる人が澤山あると思ひます。

　此案は元々新しき團體の婦人諸君、新婦人協會の諸君の活動に依つて生れたる所の案でありまするが此方々が全議員の諸君に婦人の政談及結社の自由を與ふることは、賛成であるか不賛成であるかと云ふ賛否の説を求められた所の其答が、女性同盟と云ふ雜誌に載つて居ります。其雜誌に載つて居る所を見ると、政友會に於ける高名なる議員諸君が、大分無論政談自由にも賛成するが、結社の自由にも賛成すると云ふ名前が列記してあります。例へば井上角五郎君の如き、或は吉植庄一郎君の如き、或は根本正君の如き、松浦五兵衛君の如き、其他高名なる政友會員の方々が多數署名にて、婦人の政談結社の自由を認めると云ふことを公にして居られるのであります。蓋し惟ふに政友會の諸君の中に於ても、大多數は既に之を認められて居ることであると私は思ふのであります。既に現代の世界を動かしつゝある所の時代の新しき思想が、此帝國議會の内にも入つて來て居ると云ふことを、私は證明するに足ると思ふ。而して此案が今日各政黨より提出されまして、殆ど全會一致を以て、少くとも婦人に政談の自由を與へると云ふことは、此議會に於て可決せられるものと思ふのであります。

是は一偏に新婦人協會の諸君の運動の力に依つたことゝ思ふのであります。私は是は大なる成功であると思ひます。一年にして此偉大なる事業が完成されると云ふことは、非常な大成功であります。此所にも亦大なる婦人の政治的天才の發露を見るのであります。又是等の人々が更に一段の努力をせられたならば、婦人參政の問題も、亦必ず速に解決せられる時が來ると思ふのであります。或は私の男子の普通選擧よりも、婦人の參政權の方が早く、來はしないかと思ふのであります。

　私は此案の提出者として、滿腔の希望を持ち、滿腔の誠意を以て、滿場の諸君に、此案の大多數を以て通過せられんことを希望して此壇を降るのであります。

||衆議院に於ける婦人デー||

▼治贅上程ときまつた五日は政友會案だけと思つて居たのに、朝新聞で日程を見ると無所屬案まで今日になつてゐる。尙政友會案と無所屬案との間に憲政會小山松壽氏外二名提出の治贅案が、日程に掲げられて居る。時事新報を見るとこれも五條だといふ。

▼頼む中は仲々出ずに頼まぬ時に出る。約束はしてあつたが政友會案の提出されたのも新聞で知つた。無所屬案も書類はこちらでこしらへて三十日に持つて行つたが、此の朝までたしかに提出されたのかどうかは知らなかつた。まして憲政會案は出るさうだといふ事も知らなかつた。矢張時だ。が、この時を招來したのは誰か。私達は今更に寒かつた四十二議會と暑かつた四十三議會の時の苦痛を想起せしめられる。

▼一宮氏の演說はどうせお役目的だから五分か六分だらうと思つてゐたのに二三十分も費された。その上提案の說明がすこぶる新らしかつたのには驚いた。說明丈け聞いてゐるとまるで婦人參政權のでもあるやうだつた。一宮氏は今年の初めシヤトルでなくなられた高橋本吉氏の親友ださうで、同氏が此の案のために奔走してゐて下すつた關係上、一宮氏が提出者の一人ともなり、說明者ともなつたのだと一宮氏はいはれた。

▼小山松壽氏は簡單至極、前議會委員會に於ける速記錄の朗讀で終つた。松本君平氏のも此日は簡明、條理もとほつて臨時議會の時にきいた質問演說よりも遙に上手であつた。怒りの方へ行つて「新婦人協會、新婦人協會と二度も協會の提灯をもたれたので、憲政會の猛野次中野寅吉氏が、「色男は貴樣一人でないぞ」と野次り出した。

▼二十六日委員會の報告の際、委員長宮古啓三郎氏は「結社の自由をゆるすと婦人が政治に狂奔するやうになるそれは良妻賢母と一致しないから」と否決の理由を述べる。妙なロヂックもあつたものだと思つてゐると、憲政會の三木武吉氏、此點をつかまへて質問と來た。宮古氏うまく逃げてゐたがとう〳〵「まだ時が早い、やがては結社の自由も婦人參政權も與へやう」と言ひ切つた。（ふ）

支那に於ける婦人參政權運動

柏木生

一

「若き支那（ヤング チャイナ）」に於ける婦人解放の叫は今や熾烈に而も高潮に達して居る。此の叫びは啻に男子のみの叫びてはなく、覺醒された若き婦人の絶叫となつて現はれ、其の主たる題目も殆んど民國元年一月南京に開かれた女子全體大會――後に女子參政同盟と改められたもの――に於て決議された政綱のそれてある只今日の問題としては時運の著るしい影響を受けて甚だしくデモクラチツの色彩を帶びた事と、幾分サイエンチツクな研究が加味せられた點が、明かな差異たるを示すに過ぎないのてある。從つて現下支那に見らるゝ婦人問題なり、其の運動は民國成立當時のそれに比較すると、總じて手段に於て文化運動化せられ、思想の上に於て一層の堅實さが加へられ、寧ろ政治運動化する事を避けんとする迹が見える。又支那社會の本問題に對する態度も以前と異つて婦人に有利てある。且男子の共鳴者、共力者の多い事は支那婦人の爲めに喜ぶべき現象てあらねばならぬそれ故に婦人それ自體が政治運動に沒頭しなくても其前途は自ら啓かれて行くのて、我國のそれに比すれば正に十年の進歩を示してをる。

二

辛亥革命は啻に政治的革命に止まらず、支那社會の根本制度たる家族制度に動搖を與へた。其の第一聲は支那婦人の參政權獲得運動の叫びがそれてある民國の創刱時代に際して支那の新婦人が北京、上海、廣東等比較的教育の普及した各地に於て、婦人參政權問題の爲めに奮起し、遂に民國元年一月南京に於

て女子全體大會を開き、左の政綱を雄々しく中外に宣布して支那婦人の爲めに萬丈の氣焰を吐いたものである。

一、男女權利の平等
二、女子教育の普及
三、婦人纏足の禁止
四、蓄妾の禁止と公娼の狀態に對する改革
五、一夫一婦主義の實行と早婚の禁止
六、婦人職業の勵行
七、自由結婚の實行と故無き離婚の禁止
八、婦人の政治的權利の確立
九、服裝と裝飾の改良
一〇、家庭習慣の改造即ち婦人の家庭に於ける地位の向上

然かも此の運動の爲めに早くも北京に於ては、二箇の機關新聞が唐群英女史の手に發行されてをつた。そして其の一は智識階級者の爲めに文章的に書かれたものであり、他の一は下級階級者の爲めに簡單にして且通俗的に書かれたもので、當初は週刊で、其の記事は歐米に於ける婦人の運動に關するものが多く、其論説は支那婦人の參政權要求の主張のみであつた。

三

斯くの如き勢であつた爲めに、南京臨時政府時代に於ては孫文も婦人の參政權獲得運動に對して、大いに贊成共鳴し其の組織する同盟會の政綱の中にも「男女平等權を主張す」との一項を明記して、女子參政權を是認したのである。そこで婦人の運動は愈猛烈となつて或は唐群英、蔡蕙、沈佩貞女史等の女子軍の組織となり、或は女子軍の參政權獲得運動のデモンストレーションとなり、或は「女館」なる婦人の合同寄宿舍制が行はれたり、或は「女科學」と云つて男子同樣の學制が布かれたり、甚だしきに至つては女子議員(廣東省)の選出さへ見るに至つた。從つて其影響は家庭にも及ばざるを得ない。其結果此異常なる變化に驚歎した當時の所謂新思想家も頗る狼狽して、岑春煊の如きは「共和も革命も更に異存はないが、せめて家庭に丈けは及ぼさない樣にしたいものである、家庭の革命は支那社會の危機である」と

歎息した位であつた。蓋し之れ當時の多數の意見てあつたろう。殊に民國元年三月青年婦人の一隊が、武裝もの〳〵しく南京參議院を襲擊して、參政權獲得のグレート、デモンストレーションを斷行するに至つて、女子參政權獲得に對する反對輿論は愈々熾烈となつて、孫文の同盟會の如きも「男女平等權」なる政綱は何日の間にか抹削さるゝ事となり、第二次革命に及んだ。然かも第二次革命が民黨の失脚に歸し袁世凱の天下となつて以來、女子參政權運動は遂に其の聲を潜め、唐群英女史の如きは北京婦人參政權獲得會を解散し、漢口に脫走し、纔かに其餘喘は廣東に殘されて、此の運動は一段落を告げたのである。

四

新しい思想の流るゝ所、そこに新しい文學が興り新しい時代が生れる。歐洲大戰の齎らした高波は世界の津々浦々を洗ふて、支那も亦「儒教の支那」「革命の支那が去つて「新らしき改造の支那」が現出した此の偉大なる刺戟と衝動に、支那の青年男女は驀然らに改造の新社會へと躍動して、世界的大勢に順應せん事に努むるに至つて、玆に澎湃たる新文化的運動は全支那に漲つた。玆に於てか支那婦人の地位も亦民國成立前後の狀態と隔世の感を呈し、轉て壓迫せられつゝあつた所の支那婦人の參政權獲得運動は急轉直下の勢を以て促進さるゝに至つたのである。

先づ其の復活の皮切りは民國八年十二月二十七日廣東に於て、婦人參政權獲得運動の餘喘を保ちつゝあつた李蓮、程立卿女史等の女子國民大會てある。然し此の大會は新時代に醒めた青年婦人を滿足せしむる事は出來なかつた。と云ふのは民國元年當時同樣の政綱は文句なしに受け入れらるゝ程、現支那の婦人は單純幼稚ではなく、更に〳〵に進んでいたからである。換言すればデモクラチックとサイエンチックの理解なき文盲的運動には更に應じないのであるデモクラチックといふのは說明迄もない。サイエンチックと云ふのは主としてユーゼニックスとユウデモニックスとの方面を指すので、前者は繕種學、優生學後者は優境學といふ新譯語が附せられて漸次研究されているのである。

茲に於てか現代支那の婦人運動は殆んど文化運動化し來つた。人の妾たる婦人に對し女學生の運動團體が其加入を拒絶したるが如き、半工半讀互助團と云ふが如き社會主義的相互扶助的實行期に入つた事も亦一つの特色で、支那婦人政權獲得問題に對する一つのエポクメーキングとなつた事は見遁す事の出來ない事實である。

廣東軍政府では此の新時代の婦人運動に對して無理解たるを得ない。殊に新思想家揃ひの軍政府たるに於て女子問題は重大なる政治上の問題となつた。現に廣東軍政府外交調査會の席上吳司法部長代理は其會員に女子の任命を主張し、婦人の爲めに紅閲の如き氣焰を擧げた。それは國際聯盟問題に關する重要案件の會議があつた際で、吳氏は新歐洲歸朝者の鄭毓秀女史を外交調査會員に推薦し、同會長の伍廷芳氏迄之れに同意賛成したので、此の提議は直ちに可決され、其の翌日鄭女史を軍政府に招待して聘任狀を手交し、支那女子參政に一新先例を開くに至つた。吳氏の鄭女史推薦の一句に

「辛亥革命當時汪精衛、黃復生、李石曾諸氏と京津同學會を組織し爆彈を運んだ事もある、又青島問題に對しては最初より直接返付を主張し、女子の參政權要求運動にも多年盡力した民國の功勞者で、ウイルソン大統領より少しばかり偉い人物だ。」

と云つているが實に素晴しい事である。若し最近の廣東軍政府が噂の如く新時代の趨勢に順應し、且社會主義的見地から政治を行ふものとすれば、支那婦人の參政權を獲得する日も蓋し遠くはあるまいかと傳へらる。何れにしても支那婦人の參政權獲得問題は僅かに十年にして其の目的を達する日も近づいたと云つてもよいのである。

◆本誌のカット

本號に使用したカットは全部富本一枝氏がお描き下さいました。題材はすべて、蕗の葉からとられたもののやうで御座います。

同氏は今蕾のやうな奈良安堵村で二人のお子樣の母樣として平和な生活を送つて居られます。

歐米に於ける婦人參政權運動小史（上）

矢部初子

婦人參政權運動は、近代に於ける凡ての自由主義運動と同じく、文藝復興の中心生命をなす、ヒューマニズムの流れを追つてゐるものといふ事が出來ます。ですから、歐米に於ける婦人參政權運動の跡を辿るには、勢ひ、文藝復興から啓蒙時代を經て生れ出た所謂近代思想の開展史を、その背景として描く必要さへあると私は思ひます。しかしそれは、僅かの頁の許す所でありません。それでこゝには、最近五十年に於ける廣義での婦人參政權運動（一般の政治運動をも含めた）の概觀、殊にその運動振りの最も目覺しかつた英米二國を中心にして、筋書き程度のスケッチを試みるにとゞめたいと思ひます。

婦人參政權運動、それはいふまでもなくフランスが發生地で、世界歴史に劃時代を作つた、フランス革命の點火者ともいふべきルソーはその播種者の役を演じました。

ルソーは人も知る如く、寧ろ婦人を男子の從屬物と見做しましたが、彼の說いた個人主義、天賦人權平等主義は、その當然の歸結として、教育は勿論、社會上、法律上、政治上の各方面に亘つて、男女同權論を喚び起さねばやまない論理を含む筈でした。即ち巴里に革命の勃發した一七八九年の八月五日にメリクール女史等の一群は、ベルサイユ宮に侵入し國王を捕へて男女同權の承認を强ひて、婦人の政治運動の嚆矢をなしたのであります。當時フランスには婦人にして革命運動に加はつたものもあつて、かの女優ローザー・ラコンブの如きは、共和的革命婦人團體を組織したりしました。また婦人參政權を極力主張して有名な婦人にはネリンプ・ドウ・グージ女史があります。しかし自由平等を旗幟とした革命黨も未だ之等婦人の言に耳を傾くるには早く、唯革命の哲學者コンドルセーのみが、人類は性と宗教と人種

の如何に拘はらず、皆平等の權利を持つべきであると主張したに過ぎないのであります。かくて國民會は、一七九三年に婦人の會合の解散を命じ、翌年二十歳のフォントネー嬢が、國民會の前に立つて試みた女權主張の熱辯も顧みられずに終りました。

其の後ナポレオン出てて有名なる法典を編むや、女子はあらゆる點で男子より劣れるものとされたのであります。この間に女權の爲めに萬丈の氣を吐いた人には、初めにスタール夫人あり、後に閨秀作家ジョージ・サン女史があります。かくて一八三二年には婦人參政權のため雜誌「新婦人」現はれ、三六年にはモーシャンによつて婦人新聞發刊され、漸く女權論盛ならんとするや、之等一部の婦人中にサンシモンの社會主義に結ぶものあり、爲めに政府の反感を買ひ、一八四八年にはジャンタ・ドロアン女史巴里より追放を命せられ、一八五〇年及び一八七一年にルイス・ミシエル女史も亦追放の厄に逢ふといふやうな事が起り、加ふるにナポレオン三世も亦婦人運動を好まなかつたのであります。

けれども時代の大勢は如何ともする事が出來ませんでした。或は社會經濟學的見地より婦人問題を解決せんとするもの、或は婦人勞働問題の研究を主張するもの出て、ナポレオン三世失脚するに及んでは再び政治方面の運動盛んとなり、マリイ・ドレエム夫人はその門下レオン・リシエールと共に、婦人境遇改善會を組織し、一八七八年には第一回婦人參政權會議を巴里に開き、瑞西、伊太利、和蘭、露西亞、亞米利加等の代表者の會同を得ました。その結果一八八二年八五年と婦人參政權の請願書を提出し、次で多くの婦人運動團體が簇出しましたが、中にも一九〇一年に建設された佛國婦人倶樂部同盟會の如き、また一九〇九年にシユマール夫人に依つて創建させられた佛國婦人選擧權聯合會の如き（この會は後に萬國婦人選擧同盟會と聯合した）は著名なる婦人運動團體であります。かくて運動は今日に及んでゐますが後進の二十餘國が參政權を得た今日自由平等の先進國たる佛國が今以て目的を達成されずゐるのは、先驅者を出した同國の婦人のためにそゞろ氣の毒の感じを起させます。

一九一八年始めて參政權を獲得した英國の婦人參政權運動は實に一世紀に亘る惡戰苦鬪の歴史でありました。萬國に於ける婦人參政權運動は、いふまでもなくメリー●ウォルストンクラフト女史の書いた「婦人權利の獲得」が、大波紋を作る投石でありましたこの書は一七九一年にルッソーの女子教育論に反抗して婦人の自由、教育を要求すると同時に、また政治上の自由にも說き及び、ひとり英國に於ける婦人解放運動の第一彈となつたばかりでなく、實に世界に於ける女權論の急先鋒となつたのであります。英國は議會政治の最も古い國でありますが、元來この國の憲法は、最初から婦人の參政權を承認してゐたのです。然るに保守的な英國人の習慣は、二世紀に亘つてこの權利を行使する婦人を出さなかつたので一八三二年選擧法を改正して、女子が今日まで選擧權を行使しなかつたのは、蓋しその必要がないのであらう」といふ理由の下に、女子の選擧權を剝奪し憲法に記されたる人なる語は男子を意味する語となつたのであります。この議決は婦人論者を激昂せしむる導火線となり、メーリー●スミス女史の如きはこの改正を不當として國會に請願書を提出し、一八五五年にはアンナ●ジェームソン女史の婦人運動となり、バルバラ●レイ●スミス、ベッシイ●レイナア●パークスの結婚法に對する女權擁護の請願書となり大いに氣勢を上げました。

殊に英國はこの頃恰も大工業組織に移つた時代で婦人の經濟的困難はその極點に達し、七百萬の婦人中百三十萬の勞働婦人あり、百二十萬の未婚婦人ありといふ事實の知れ亘るや、こゝに勞働婦人の救護慰安の運動が相次いで起り、これらは剩餘の婦人運動と呼應して組織的婦人運動を促進しました。一八六〇年新選擧法の國會に議せらるゝや、ヂスレリイ卿は大いに女權論者に味方して、女子が一家の主宰者となり、貴族となり、大地主となり、また教會の管理者となり、貧民救助者となり得るのに、何故に政治上の選擧權を拒むのかと論じました。

この時期に當つて、女權運動參政權運動に第二の巨石を投じたのはジョン●スチュワート●ミルでありました。ミルは一八六五年下院の議席を占め、バルバラ●レイ●スミス女史等の婦人選擧運動を援助し、

一八六七年に四個の請願書即ち、千四百九十九人の婦人の連署せるもの、及び千六百五人の租税を拂へる婦人の連署になれるもの、外に三千五百五十九人と、三千人との二個の男子及び女子の連署によつてなれる請願書を議會に取り次ぎ、五月二十日議政壇上に婦人參政權のために獅子吼しましたが、時期未だ到らず案は七十三票對百九十六票の差を以て破れたのであります。しかしミル氏の女權運動に貢獻した功勞は此の他に存してゐます。それは一八六九年に出した女權論の聖書ともいふべき名著「婦人の服從」であります。此の書一度出てて、英國の女權運動は牢固たる根を得たる觀があります。この時に當つて婦人參政權運動に從事せるものには貴族婦人團體あり、婦人參政權中央委員會あり、ビッグス、マクラレン、ベッカー、フォセット、クレゲン、キングスレイ、トッド等の女傑は筆に口に國内に宣傳しその運動の如何に熱心なりしかは、一八七二年議會に提出された婦人參政權運動の請願書は八百二十九通に及んだといふを以ても推量出來ます。この間にミルの後繼者ともいふべきジャコブ・ブライト氏あり、グラドストン、サージョン・ブライト氏等の之に反對するあり、ヂスレリー卿の婦人參政權至當の公言あり、かくして婦人參政論者は漸次に增加して行きました。

一八八四年またもや新選擧法案出て、選擧權は大いに擴張されたに拘はらず、依然として婦人は顧みられなかつたので、運動者らは一齊に、二百萬の選擧權を有する男子の中には多數の無敎育者があるのに、三十萬の敎育あり土地所有者たる女子に選擧權を與へざる理由の不當を鳴らしました。そこでその翌八五年にはプリムローズ●リーグを組織し、保守黨と結んで其の目的を遂せんとし、次いで婦人自由聯盟を組織し、自由黨によつて貫徹を計りましたが、その提案は二讀會に附せられたに止り、一八九七年にも二讀會以上に進まず、一九〇四年には第一讀會にて止りました。熱誠をこめた之等運動もその効なきを見て一九〇五年の秋婦人參政權國民聯合會はその罪を幹部に歸し、その運動方法を軍隊式に改め、攻擊の標的を政府として、陣容を新たにしたのであります。

此の時に於ける自由黨政府の多數の大臣及び下院議員は、曾て婦人參政權論に同情を有せしに拘はらず、今や却つて此の案の通過を妨ぐるのを見て、運動者らは政府に宣戰して結社に集合に演說に示威行列に、雜誌「婦人選擧權」の發刊にあらゆる方法をつくし、そは狂熱的となりて議院闖入事件、議會の爆彈事件などを出しました。パンクハースト夫人及びその娘、ドラモンド夫人、アンニ・ケンネー、ローレンス夫妻等に率ゐらるゝ婦人參政權運動者の一群は所謂武斷派と呼ばれて、狂暴な運動振を發揮したので有名であります。これは婦人に同情ある前々首相キャンメル・バンナーマン氏の勸めに從つたといはれて、つまり反對者を苦しめる事によつて目的を貫徹せんとした非常手段であつたのです。即ちこの派の人々が、婦人參政權運動に反對せるアスクイス氏を詰責せんとて、代表者を送つて面會を求めて拒絕され、守衛との間に格鬪起り、遂に彼女等は治安妨害、道路妨害等の罪名の下に處罰され、投獄された事がありました。獄中にて彼女等は、男子の政治犯人の受くる第一等の取扱ひを要求する爲めに、絕食同盟を結び、その極は腕力を以て食物を婦人達の口に押し込むといふやうな騷ぎまで起したのであります。

この數年間に組織された婦人參政權運動團體は、無數といつていゝ程でした。國民婦人社會的政治的同盟、婦人參政權期成男子同盟、職業婦人參政權同盟、婦人自由聯盟、自由教會聯盟、婦人參政權美術家同盟、婦人記者同盟、劍橋學生同盟等擧げきれません。しかもその運動が狂暴に流れたりしたため一九〇六、七年頃から反婦人參政權男子同盟、國民非婦人參政權組合など組織されて、婦人參政權運動に反對するものが出ましたが、勿論贊成者とては極めて少數で、バンフリー・ワード夫人の名だけが現はれた位ゐです。

其後婦人參政權案は殆んど每議會に提出されて、一讀會二讀會を通過しましたが、自由黨首相アスクイス氏の煮切らぬ態度、及び上院に於るカーゾン卿の反對等のため目的を達し得ず、國民婦人參政權組合長フォセット夫人の此間に於ける苦心は察するに餘りがありました。然るに一九一一年フォセット夫

人がアスクイス首相に質問書を送つて確答を要求しました時、首相の回答は婦人參政權に贊成する意を表示して來たので、こゝに希望の光は輝いたのであります。アスクィス氏のかく態度を變へ初めたのは氏が時代の趨勢を察し之れに順應するを政治家の正しい道と考へた爲めて、豹變とはいへないてありませう。さうかうしてゐる中に勃發したのが世界戰爭てあります。

英國婦人が參政權を得たのは、もとより長い苦戰の結果てあるが、大戰起らざりせば、かく早く目的を遂しられたかは疑問てす。戰時中に於ける婦人參政權運動團體の愛國的活動はこゝに記す必要はないてせう。

一九一六年八月十三日十四日は英國婦人參政權運動史上に記すべき日てあります。十三日には有名なる保守派の婦人參政權反對新聞オヴサーヴアーの社說に、婦人參政權贊成の文字が現はれ、十四日はアスクイス氏が、戰時に於ける婦人の偉大な功業を歎賞して婦人に參政權の與へらるべきを下院に於て演說した日てあります。同年十二月アスクイス內閣更迭して、ロイド・ジョージ氏の戰時內閣成立するや、婦人參政權論者は最早成功の近きを感じました。何となればロイドジョージ氏は豫てから彼等に贊成してゐたし、時局柄政府が彼等婦人の反感を買ふ事を懸念してゐる事も分つてゐましたから。それよりも彼女等が衷心よりの愛國的活動と慘澹な戰爭が男子のみの政治によつて起つたといふ事の攻擊とは、頑固なる人々の輿論を動かすに充分てした。

一九一七年三月二十九日新首相ロイド・ジョージ氏は國民婦人參政權組合によつて統率されは戰時婦人勞働者團より參政權要求代表委員の訪問を受けました。この委員は三四十の婦人團體が後援者となつてゐました。しかしその前夜、アスクイス氏は下院に於て婦人參政權案の提出を要求し、自己の轉說に付いて說明し、動議は保守黨、自由黨、勞働黨及び愛蘭國民黨等各派の贊成の下に、三百四十一票に對する六十二票の多數を以て通過し、其後第二讀會にては三百二十九票對四十票の多數を以て、また分科會に於ても大多數にて通過し、十二月七日第三讀會も無事に通過して、こゝに婦人參政權案は愈々下院

の議決を見ました。

次いで案は上院に廻附され、カーゾン卿派の手痛き反對もその甲斐なく、一九一八年二月六日、僅かに十二人の反對投票を見たのみにて上院を通過し、これによつて八百四十七萬九千百五十六人の婦人有權者が新たに出現しました。ミル氏が初めて請願書を議會に取り次いでから恰も五十年目、勝利の鬨の聲と共に戰の幕は閉ぢられたのであります。同年總選擧行はるゝやまだ準備ならざるに婦人の候補者十七人を出し、その中愛蘭からの一人が當選しました。

一九一九年三月には國民婦人參政權組合はその名を市民權均等國民組合と改名しフォセット夫人はその會長をラスボーン女史に讓つて勇退しました。

（未完）

サフラジエツトと英皇室

英國に於ける婦人參政權獲得論者等（サフラジエツト）が、其の目的を達する爲めの手段として過激なる方法をとつた事は本文にしるされたるが、其の方法の中には頗る過激なもの、面白いものが少くない。こゝにはそれらサフラジエツトと英皇室の事を一寸書いてみる。

英國では皇帝皇后が政治的團體に偏見を賜はるといふ事は絕對に不可能とされてゐるが、婦人參政權獲得運動者等は勿論、斯る內規や慣例を少しもかへりみず皇帝ジョージ陛下に直接奏上せんと企てた。而し兩陛下に對する謁見は當然斥けられた。彼等はとりずに何幾度も企てゝ見たが皆失敗に終つた。そこで此度はバッキンガム宮殿に電話をかけ、皇帝の御耳を煩はさうといふ一策を考へた。

所が之れも最初は失敗に歸した。どうしてといふのに、彼等は皇帝が皇族以外は何人も皇帝と電話で御話しをする事が出來ないといふ事は知つて「ファイフ公爵夫人」の名でかけたが、も一つ大切な數字の符號のある事を知らなかつたからであつた。其の後二週間ばかりして彼等はうまく符號を探知して、首尾よく皇帝を電話口へ誘き出した。皇帝は初めの中は何にも知らずに聞いてゐられたが、しばらくして相手が參政權運動者であるといふ事に氣付かれた。「朕は汝と話しをするわけに行かない」と仰せられたきり電話を切つて了はれた。

此の事件が皇后の御耳に入つた時、皇后は非常に怒られて「宮中の何者かが符號を洩らしたに違ひない」と仰せられ背信者の嫌疑ある女官や上級の宮內官は第一に嚴しい取調べを受ける樣な大問題を引起したさうである。

而しそれは某女官の諫言で問題にならずにすんだが、この事の爲めに皇后のサフラジエツトに對する今迄の同情は消えて嫌惡に變じたといふ事である。（た）

貴女は選擧權を如何に行使なさいますか

□出題について

婦人が政治に參與するの第一步は、先づ選擧權を得るのにあります。故に本問はその場合を豫定して

「婦人が選擧權を得たらあなたはその權利を行使してどんな事をなさる御考へですか。」

と婦人の一部の方々に伺つてみました。選擧權を行使するとは、即ち如何なる代表者を選擧し、これをして如何なる事を代辯し努力せしめるかといふ事になります。

發問があまりに漠然であると四五の方から御言葉がありましたが、前掲の質問の方がかへつて自由な御意見を伺ふ事が出來ると思つて、あゝした次第で御座いました。

婦人に選擧權を與へた場合、それがどんな結果になるかは、諸外國に於ける實施の例に見て明でありますが、こゝに掲げる答案だけによつても、——極めて少數の意見ではありますが——如何に變化するであらうかが察せられます。

私共が婦人參政權を要求する理由はこれによりて明に證明せられて居ります。

（編輯者）

□　京都　門野篤子

一、男子のみを基礎とした凡ての法律を改正し男女平等の立場の上に女子の人格を認めて社會組織を變更せられたきこと。

二、婦人勞働者の保護、殊に女子の未成年勞働者を智育上訓育上保健上よりの保護敎育に關する工場法の改正。

三、中等學校及同程度以上の學校に於て男子の節操に就ての項目を倫理の教科書中に加へられたきこと。

以上至極ざつとしたお答でございますが、婦人參政權が何時得られるか普選さへ通過しない現在に於て前途遼遠だと思ひます。其れに英米の過去を顧みても十數年の長い奮鬪な共困難な歷史を語つて居ります。其れで考へますには普選が通過するならば一個の國民である人格の獨立の認められた婦人は當然選擧權が得られる筈ではございますまいか、其方面に御盡力が願ひたいと存じます。

□　東京　宮川靜枝

男女共存の人類生活が、より幸福にして意義あるものとなるために、特に婦人奴隷制度卽ち公娼制度の撤廢並に酒類全廢のために奮鬪する人物を選擧いたします。

□　東京　西川松子

若し私に參政の自由が與へられたとすれば、私は何よりも先づ第一に、今日の議會に於ける宛然喧嘩口論の一手引受所の如き不眞面目極まる大人氣ない議會の惡習氣を一掃して、議會をして眞に國民の幸福と安寧とを計る尊嚴犯すべからざる議場とせしめたいと思ひます。かくした曉に於いて始めて一國の善政が布かれるのであります。併し私は所謂今日の不完全且つ片輪的な選擧制度に對してあきたらなく思つて居ります隨つて婦人の參政權獲得に對しても大した執着と期待とを持つて居りません。

□　大阪　高田不二

拜復問題の意味が判然しかねますが、多分是は、若し婦人も選擧權を得たならば、あなたは一票を如何なる人に投ずるかと云ふ御尋ねと解釋致しまして左にお答へ申上げます。

私は現在の敎育制度が男女の高等敎育に於て、國民義務敎育に於て、機會均等を得

て居ないと思ひますから、此の點を徹底的に改善せんとする人、及び旣成宗敎の一宗一派に偏せざる精神敎育を以て、今迄の機械的注入敎育に偏した我が國民の頭腦を改造しやうとする人に對して、一票を投じ度いと思ひます。

□　東　京　岡　田　幸　子

婦人が選擧權を得たなら、私は女性の特長ある方面の政治(兒童並に母性保護、敎育衛生其の他消極的及び積極的に社會人類の進歩向上に力を致す可きもの)を促す樣、こぞつてしたならば宜しからうと存じますと申しますと、餘りに漠然としてゐる樣ですけれど餘白がございません故、又何かの折に申し上げる事もありませうから、此所では甚だ物足りないながら右御回答致します。

□　神　戸　城　の　ぶ

一、理想の代議士を選出せん事。
一、社會生存上政治上生活上すべて男女均等の權利義務と家庭に於ける幸福利益を護らん爲め。

□　東　京　小　口　み　ち

いつも同性のために御從闘下さる事を陰乍ら感謝いたして居ります。お尋ねの件について
私は今日の男子の特權階級にのみ都合のよい政治を改めさせるために、行使する權利としてそれを得たいと思ひます。そうして女性の力の加はつた眞の文明を、世界各國に行渡らせたいと望みます。

□　東　京　星　野　靜　香

禿頭白髮の議員諸君に、現代の樣な複雜した國家の凡てを調理して行く事は不可能でせう！

私が選擧權を得ましたら、情實にからまれない眞の國民の心を代表するに足る純眞な議員を選擧して、苟くも現在の樣な無學文盲で、人頭多數の榮冠に甘んじて居る樣な政黨の打破を計り度いと希つて居ります

□　東　京　西　川　文　子

拜復私は選擧權を得ましたら、世界平和の爲めに全力を擧げて盡くしたいと思ひます。そして軍備を全廢して其費用を以て敎育費にあて、學校增設を計ります。

□　東　京　伊　藤　あ　さ

私がもし選擧權を得ましたら、今の政治界に漲つて居る不道德な氣分を少しでもあらためる事に力を盡したいと思ひます。

□　東　京　松　本　ふ　み

女子の權利を擴張し、男子中心主義を打破し、幸福の向上を計る諸般の政治的方面に効力あるべく勉むる考へなり。

□　兵　庫　谷　本　細　子

すべて女子に不利益なる法律命令規則類の改正。

□　　　　A・H

公娼撤廢。禁酒斷行。
あのじめ〳〵した場末の町、衛生もなにもあつたものではない、あのブク〳〵あふれる許りになつて居るどぶ。其の中にひからびた大人の樣になつて大きくなつて行く小供達の爲に。(育てば大人になつて行く小供の爲に)又淺草あたりに居る玉乘の小供、チャリネの小供、慾ばつたいやしい大人の暴力につかまつて居るいたいけな小供達の爲に、角兵衛獅子の爲に。高い塀の中に監視つきに働かせ續けられてほとんどゆるされてないお金で尊い人の體をしばつてある樣な奴隷生活をつゞけさせられて居る私達姉妹の爲に(まだ〳〵あるだらうしいたげられて居る罪なき小供が。(正しくして弱き者の爲に物質的にも精神的にも優しい美くしい幸福を與へてやる事の出來る社會制度にします。
巡査の服を着た人が居なければすぐだらしなくなつて了ふ樣な人でなく、其の人自身になる事の出來る義務敎育をもつとひろく普及させる事。大きな社會の上の幸福の爲に考へた事もあるのだけれど、それはとても理想で行へないから先づ〳〵自分だけと一人享樂しようと横道になんかそれて了つた人には、どんな事が私一人の上に來ようとも決して此尊き權利を以て選ぶ事は出來

ません。私は私の望みのより多く入れられる方を議會におくつて、すべての方の幸を祈ります。

□　東京　天谷すゑ

勞働に對する報酬の平等！及び女學校の程度を中學校と同程度にする事。徹底的に實行すべく運動する考へでございます。

□　東京　三角錫子

貴誌が今頃なぜこんな問を出されるかをいぶかる位です。

□　東京　百瀬しづ

一體私は婦人參政權といふことを今さ程に熱望してもゐません。若しも日本の男子の全體がもつと理想的な眞に紳士らしい人格者となつたならば、婦人が立ち騷ぐ迄もなく男子がよく婦人の爲に考へて、代表的に取計つてくれるものだと思つてゐます。が、現在の日本の男子と婦人との權利の隔離では、到底そんな事は近く實現されやうとは思ひませんから、矢張り參政權も必要だといふことに落ちてゆきます。そうして若しも選擧權を得たら、今コレと云つて考へてはゐませんが、男女同權にするための仕事は時事にふれて刻々に湧き出されてゆくことゝ思つてゐます。

□　東京　草郷仁子

政治上の白痴眞似から脫して人間となつた妻は、良人の唯一の理解者となり、均等の立法行政の上に福利ある文化生活に入り次代の社會を創造すべき子女の爲め、健全有利にして意義ある人類生存上、世界的に生きた政治の行はるゝ事に努力いたしたいと思ひます。又女性に依りて經營さるゝ各種の事業の爲、同等の權利の上に公明正大なる行政の敢かるゝ權力をつくしたいと思ひす。

□　名古屋　山田とう

お尋ねにお答へ申上げます。

私は議會が開催せられる度毎に、國家の選良共の不眞面目振りを悲しく涙と歎息とを以て見詰めて居る計りです。公職を利用して私ヤジを音樂と心得たり、自己の職責に對し、腹を肥したりする樣な無自覺な議員共を私共將た又人間としての無自覺な議員共を私共は一蹴し去らねばなりません。私共婦人は何處までも人道の上に立ちて、總ての問題を解決して行き度いと思ひます。

□　東京　太田菊子

あなた方の熱誠なる御運動によつて、私共にも選擧權が得られましたら、本當に婦人を理解し尊重し得る人、即ち金力や權力によつて節を曲げず、婦人の叫びといへども眞理には贊成してこれを實現する爲に盡力し得る雅量の所有者を選擧致します。そしてその眞面目なる方々によりて政治上にも男女の對立ではなくて、共存の價値を實現させて頂きたいと思ひます。

□　神戸　石原りよう

婦人が選擧權を得たら、どんな事をなさる御考へですか、など御訊ねなさるは野暮です。ソリャ自分の好きな代議士を選びます。自分の好きな代議士とは、愛國至誠の人にして、而も能く時代を解し、我「新婦人協會」の主義綱領に共鳴する方。

□　東京　田中芳子

選擧權を得ましたら

子供のために充分それを行使したいと存じます。とりあへず新聞「せいさく」抔をもつと眞面目にして、輿論を正しくし、出來るだけ伸びる「正義」の芽を折らぬ樣にしたいと存じます。

□　岐阜　柴田かよ

私共へ迄折角の御下問ではございますが、私はまだ私共婦人が選擧權を得た後の事などはちつとも考えてゐません。それは日本の現下の狀態が到底さうした幻を追ふ事を許さないと思ふからであります。

又假に百步を讓つて婦人參政權が獲得されると考へた處で、矢張現在のやうな政治組織では、私共のやうな無産階級の者には何の緣もない事だらうと思ひます。ですから私はまづ婦人參政權の獲得を主張する前に男子の普選を實現させたいと思ひます。

その上でなくては到底私共へお鉢の廻りつこはありませんから……●

□　東　京　布　施　光　子

あまりに御質問の範圍が漠として居りますので、何と御答へしてよろしいやら困つて仕舞ひますが、思ひ切り大きく左に御答へ致します。

私共婦人に參政權の行使が許されましたら第一に、私共婦人を人間並に取扱つて居らない現制度の破壞に向つて行使します第二に、同じ人間だとは言ひ乍ら人間としての特長を有つ男性の發揮と、之に由りて補はれなければならない女性の保護に行使します。

第三に、人間としての特長を有つ女性の發揮と之に由りて補はるゝ男性の保護に行使します。

□　東　京　矢　島　揖　子

婦人が選擧權を得ることは人としての權利を恢復することであります。故に世界を人類の清く樂しい一大家庭とするために盡して來た事が、選擧權を得る事によりて一層實現を早められると信じて居ります。

□　東　京　吉　田　清　子

不合理な存在から脱却し、男女の機會均等の曉が來たわけですね。そんな時私達はあはてたりむやみに架空を走つてはなりますまい。私は協會の綱領の全部に向つて具體的な實際運動を始めたいと思ひます。其第一步として男女を問はず人間を作るための教育機關の完備を叫びませう。

□　宮　崎　野　村　貫　子

一、男女を問はず政治的思想のある人物を一人でも多く選擧して、眞の意味の立憲政治を實現し度いと思ひます。

二、從來の選擧界に見た樣な買收とか雷同とかの不明や不正を廓正して、眞正な選擧を實現し度いと思ひます。

□　神　戸　八　田　營　江

婦人が選舉權を得たら婦人の心理を解して居る人を代議士として選出し、其議員を通じて從來婦人が差別的に待遇せられて居る諸問題を適當に解決する事に盡くし、又同じく選擧權を得た他の婦人達が以前からの惰性で男子に其權利の行使を妨げられない樣に勸めたいと思ひます。

□　横　濱　積　し　な

拜復私は御尋ねに對して明確な御答を致さるゝ程の智力も御座いませんが、もし選擧權を得たら種々致したい事もありますが先づ家庭婦人としての立場から、女權擴張子供の保護、不良少年、少女の取締りの運動をしたいと思ひます。

□　東　京　樋　口　綠　子

忘れられた女性の魂の行使をのみ切實に感ずる私は、選擧權を行使しての問題はお恥かしい事ですがあまり研究して居りません。

然し若し婦人も權利を得ましたなら、女としては女なるが故に特に不利益なる立場に置かるゝ不合理を撤廢することに勉め、人としては軍備の縮少教育の普及を計る考へです。

□　東　京　石　丸　喜世子

新らしい時代に移りつゝある今日では、ある一部の男子は、精神的には可なり女子の人格といふものを認めて居ります。女子を一個の獨立した人間と認めることによつて新時代の男子にはその新しい生活を完成に近づかしめるものとなるのでせう。またさうでなくてはなりません。

さて女子が參政權を得るに至つたならば精神的な問題以上に法律上に於ても女子の獨立を十分認めしめなければなりません。今日の女子は精神的に認められてゐない以上に、もつと法律上に於ては無能なものにされて居ります。精神的の問題は相手の男子にさへ理解があれば或る程度までの自由はあります。しかし法律上の問題は何と云つても動かすことの出來ない形式的、固定的のものでありますから。これは確實にその權利を獲得する必要があるのです。それは女子を救ふための最初の、そして普遍的の必要條件であります。その法律の內容を一々申上げることは出來ませんが、私はこ

ゝに重ねて法律上女子も男子と同等の權利を總ての點について要求したい」と述べておきませう。

□　東京　山田美都

一、一般國民に義務勞働を課するの制を設くること（勞働は筋肉勞働を意味す）

一、一代華族制度を實現すること。

一、士族、平民及び庶子、私生兒等の稱を廢すること。

一、軍備を制限して教育及產業の興隆を計ること。

一、米穀官營販賣法を實現すること。

一、土地及資本より生ずる過當の利潤を制限すること。

一、國民衞生に關する施設を完備すること（道路、下水、汚物、處理、消毒法、浴場設備等の改善、癩患、結核、花柳病等に對する徹底的治療）

一、公私娼婦を撲滅すること。（殊に海外にある無數の日本醜業婦を悉く撤退せしめ之が保護誘導に努むること。）

一、事實上奴隸の境遇にある所謂「女中」なるものを廢し家内勞働の價値を認めてその報酬額を高むること。人力車夫を廢すること。

一、母性を保護すべき國家的經濟力を確立すること等。

□　東京　吉村せい子

地蜂の巢が雜音を生む代りに蜜蜂の巢は甘い蜜を生產いたします。私は敢へて音がきこえると云つて地蜂の仲間入りするよりは、少數でもまた現在は無力のやうに見えてもやがて花園の專有をゆるされるであらう蜜蜂の一員としてありたいと存じます。

婦人の眞の力は現在の政治なる形式に依つてなしとげられるであらうよりは、それ自身文化的權威ある生活を創造し得ることを信じて居りますから、參政權などは今のところどうでもよいと思ひます。然し政治はまた生活の機關でありそれが効果はその運用者に比例すると云ふことも信じて居りますから、もし私共が眞の本性に立つて殉教的態度で自己の修養、同胞の靈の開拓を眞理と愛の力に依つて計つた結果として必然的の事として得た場合はまた格別です。

それなればなほ更それを行使して要求することは眞の婦人の保護と向上のためでありませう。

□　東京　平山信子

私は今日の樣な不眞面目な代議士を淘汰する爲に自分の一票を用ひたいと思ひます。

□　尾道　榮原浦子

其權利を得た場合は、第一婦人貞操道德の權威を法律の上にて保護したい、第二妻としての資格を享有しても男子同等の法律的資格を得る方法を講じたい、第三社會的活動の上に、男子同等の待遇を國家がする方法を講じたい。

□　東京　川村綠

現代の議會政治なるものは資本主義の縮圖であり、職業的代議士の集りです。衆議院と云ふよりは寧ろ衆愚院と言つた方が適當だと思はれます。だから今の代議士には何の期待も持つて居りません。併し若し私が選擧權を得たならば、婦人の眞使命を果す爲め、眞の國民の代表者否婦人の代表者を議場に送り、社會組織の上に於て我は諸制度の上に於て婦人に不合理なる處を改正致したいと希望して居ります。

□　東京　黑崎悅子

私が選擧權を得ましたらば、正義、人道の爲め努力したい考へです。現今のやうに不正でも多數黨の意見ならばとほるといふ事をなくしたいと思ひます。

治警第五條第二項改正案衆議院通過

——第四十四議會治警五條改正の運動(上)——

市川房枝

五條改正に對する政府及政友會の意見

第四十三議會に提出された五條改正法律案は、政友會の爲めに所謂好意の握り潰しになつてしまひましたが、議會閉會後川村警保局長は直接私共に次のやうに語られました。

「第二項の傍聽の方はもう解禁してもいゝと思ひますが、結社の方はまだ早いでせう。傍聽の方もなるべく早く解禁になる樣に盡力しませう。」

同じ内務省の松田參事官も左のやうに云はれました

「傍聽の方はもう贊成にきまつてゐます。結社の方も半々位ですが、まあ一つ宛にしたらいゝでせう。内務省としては、あれ一つだけの改正案は出されないから、議員から出させるやうにしたらいゝてせう。さうしたら政府は贊成します。」

これに對して與黨である政友會も第二項の改正に對しては異議がなさゝうでありました。尤も小久保氏等は結社も大丈夫だ、そのために延期したのだといつてゐられましたが、大勢は傍聽までだけしか行つてゐないやうでした。

第四十四議會に對する協會の態度

これに對して私共は、どこまでも第一項第二項とも同時に、而も各派連合提出にして効果を得たいと考へましたが、それは現在の政黨間では議會では不可能な事でありました。そこで私共はやむなく「政友會から第二項を、憲政會無所屬から第一項第二項のを提出願はう、それも政友會からは今期に必ず通過する事の保證を得る事にして」と決心し、これを政友會の幹事長廣岡宇一郞氏と、無所屬の松本君平氏

に御話して提出の御承諾を得ました。これは一月の半過ぎてからの事でした。

第五條第二項改正法律案提出

かくして御承諾を得ると間もなく、政友會から廣岡宇一郎氏一宮房次郎氏の名て左記の案が提出されました。

治安警察法中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

大正十年一月二十八日

提出者　一宮房治郎　廣岡宇一郎

賛成者

岡崎邦輔　改野耕三　野田十郎
木下甚三郎　菊川惣吉　植場平
岩崎勲　前田米藏　河上哲太
森恪　山口義一　松野鶴平
水野吉太郎　古林新治　濟金太郎
熊谷直太　龍野周一郎　金光庸夫
西田鋭吉　山本悌二郎　木下謙次郎
鈴木錠藏　高見之通　大道寺慶男
野呂駿三　鳩山一郎　齋藤鷲太郎
黒住成章　島田俊雄

治安警察法中左ノ通改正ス

第五條第二項中「女子及」ヲ削ル

治安警察法中改正法律案理由書

時代ノ進運ニ随ヒ女子ニ公衆ノ會同スル政談集會ニ會合シ並其ノ發起人タルヲ得ルコトニ改ムルヲ相當ト認ム是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第五條第一項及第二項改正法律案提出

一方松本君平氏の方も二月一日同氏及田淵豊吉氏押川方義氏を提出者とし憲政會、國民黨、庚申倶樂部無所屬の人々を賛成者として、左記案が提出されました。

治安警察法中改正法律案

右御規ニ據リ提出候也

大正十年二月一日

提出者　押川方義　田淵豊吉　松本君平

賛成者

佐々木安五郎　近藤達兒　松田三德
林田龜太郎　清瀬一郎　上田彌兵衛
砂田重政　荻田悅造　中野正剛
植原悅二郎　佐々木平次郎　山科愼次郎
星島二郎　仙波太郎　上井權大
高草美代藏　野溝傳一郎　南鼎三
大濱忠三郎　守屋松之助　西村丹治郎
山本厚三　奥村安太郎　板野友造
古屋慶隆　奥村千太郎　鮎川盛貞
小野重行　森下龜太郎　太田信治郎
松下禎二　三木武吉　山邑太三郎
鈴木富士彌　小山松壽　山本藤助
正木照藏　春日俊文　安藤正純
富永孝太郎

治安警察法中左ノ通改正ス
第五條第一項中第五號ヲ削ル
同條第二項中「女子及」ヲ削ル
治安警察法中改正法律案理由書

政治上ノ知識ハ立憲國民ノ必要條件ナリ而シテ政治的理解ノ教養ト普及ハ一般ノ家庭ニ於テ政治ヲ理解スル妻ト母トニ俟タサルヘカラス未來ノ立憲國民タルヘキ子供ノ良キ教育者トシテ婦人カ政治的理解ヲ有スルコトハ立憲的良妻賢母ニ缺クヘカラサル資格ナリ且國民ノ全半數ヲ占ムル女性ニ政治的知識ト訓練トヲ與ヘル機會ヲ有セシムルコトハ眞ニ健全ナル國民的文化ノ基礎ヲ建設スルモノナリ治安警察法第五條ニ婦人カ政治上ノ結社ニ加入シ公衆ノ會同スル政談集會ニ會同シ或ハ其ノ發起人タルコトヲ禁シ斯クシテ婦人ニ政治上ノ知識ト活動ノ自由ヲ拒ムハ甚シキ時代錯誤ニシテ眞ニ憲政有終ノ美ヲ求ムル所以ニ非ス況ヤ今日已ニ婦人ニ貴衆兩院ノ政論ノ傍聽ヲ許シ新聞雜誌ニ政治上ノ論議ヲ許可セルトキニ於テ斯ノ如キ法律上ノ規定ハ甚シキ矛盾ナルヲ以テ速ニ削除スヘキナリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右兩案は特に五條に關するもののみで、私共の直接運動の結果提出を見るやうになりましたが、別に國民黨からは無所屬案を含んだ治警改正案が已に提出されて居りますし、憲政會からも政友會案を含んだ治警改正案が二月一日提出されました。

即五條第二項は政友會、憲政會、國民黨、無所屬、庚申の全部賛成の下に提出されて居る譯ですし、第一項は無所屬、國民黨の全部と庚申、憲政會の一部の賛成の下に提出されて居る譯になりました。第二項の衆議院の通過は政友會の提案だけでも疑ありませんでしたが、これで全院一致可決される事になりました。

最初からの私共の希望でありました各派連合は、形式上は成り立ちませんでしたが、結果はそれと同様な事になりました。

上程――議會傍聽

前に述べました政友會案、無所屬案、憲政會案の三案は同じ日の二月五日に上程される事になりました。

協會からは會員中の希望者約五六十名の方々に傍聽券をお渡ししましたが、其他女學生の團體傍聽が二校もあつて、婦人傍聽席は臨時議會に於ける上程の際よりも更に立錐の餘地がない程でした。

政友會案は一宮房次郎氏、憲政會案は小山松壽氏、無所屬案は松本君平氏がそれ〴〵說明されました。演說の速記は本誌の前文に掲げておきました。さうして何れもさきの國民黨案の委員に併せ附託されました。

委員會修正案上程——可決

治警委員會は翌六日から約三回ばかり開催され、全部に亘つて審議されましたが、豫定通り政友會案即五條第二項の「女子及」を削除することと其他二個所の字句修正だけが可決されました。そして、それは再び二月二十六日の本會議にかけられました。

委員長宮古啓三郎氏は委員會の經過について左の如き意味を述べられました。

「政友會案、憲政會案、國民黨案、無所屬案四案の内共通なるものは女子に政談演說會の傍聽を許し且其發起人たることを許す事項である。委員會は此共通點に基き一の修正案を可決した。其修正要旨は右共通點の外治安警察法中「輕禁錮」とあるを單に「禁錮」と改め、又「重禁錮」とあるを「懲役」と改めた。而して國民黨案及び無所屬案は此外女子に政治結社の自由を許したいといふ條項があつたけれ共、委員會は之を否決した。女子が政治上の結社に加入し種々の運動に狂奔するのは宜しくないといふ意見が多數であつたからである……」

氏が十七條についても反對であつた事を述べて壇上を降られると、憲政會の三木武吉氏委員長に質問ありとて起立し、兩氏の間に再三次の意味の質問應答がありました。

「只今宮古氏の報告中、女子に政治結社の自由を許さなかつた理由に日本婦人は良妻賢母を信條とするものなるが故に之を許さずといふことがあつたが、若し委員長の理由に據れば日本婦人は永久に結社の自由も得られず、且又選擧權も獲られないといふことになる。頑冥なる原首相すら將來或時期には女子にも選擧權を與へることになるだらうといふことを言明して居る。然るに政友會の諸君が之を否認するのは何事であるか、現に女子に政談演說會の傍聽を許したる一事は即ち將來選擧權をも與へようといふ前提ではないか。一方に其權利を伸張し一方に其權利を否認するは大なる矛盾ではないか。」

「憲政會案には女子の政治結社に自由を許すといふ項目がなかつたではないか。予の報告は委員會の意見を傳へたのであつて、予一個の獨斷ではない……………法律は時代に適合するやうに作るのである。將來の事は將來にて考へるのである。」

「宮古君の報告は明かに良妻賢母なるが故に、結社を許さずとあつた。それ故に訊ねるのだ。」

「今日女子の教育程度は決して男子と同列に置くべきものでないといふ意味を述べたのだ。」

次いで國民黨板野友造氏の自黨案維持說が述べられ、之に對して政友會の土屋興氏の修正案賛成演說があり採決の結果、滿場一致可決確定いたしました

これで衆議院は第二項即『婦人が政談演說に會同しその發起人となる事』を通過いたしましたが、此の法律が効力を生ずるには、貴族院を通過しなければなりません。貴族院の方の模樣は來月號で御知らせします。（二月二十八日）

議員の花柳病者結婚制限に就いての討論

贊成者　中馬興丸(憲)香川保忠(憲)淸水留三郎(憲)
飯島信明(政)　荒川五郎(憲)　吉良元夫(政)

反對者　中島守利(政)吉本陽(政)野村勘左衛門(政)

第一日（二月七日於請願第二分科會）

▼**中馬興丸**――成るべく簡單に請願の趣意を說明致します。此請願は前議會に請願して不採擇になつた歷史を持つて居りますので、それ以來請願者側に於きまして、男子の方の異論者の說を大に容れる所もありますし、學者の說も研究致しました、餘程前の請願よりは趣を異にして、更に新裝を凝して諸君に見える譯でありますから、どうか其積りで御研究を願ひたいと思ふのであります。

請願の大體の趣旨は、花柳病者が結婚すると云ふことを廢めて貰ひたい、斯う云ふ事であるのであります。前には花柳病男子に對すると云ふ事がありましたが、其男子と云ふ字は取つてしまつたのであります。それは花柳病を傳染する者は單り男子のみでないと云ふ、男子側の反感が頻りに起つたのでありまして、男子も女子も兩方とも是は制限を受けるものであると云ふ事にしたのであります。

其請願には第一條、第十二條までの請願をして居りますが、其大體に於ては男子が結婚をせんと思ふ場合には、花柳病患者でないと云ふ醫師の診斷書を貰つて――前の請願では其診斷書を直ちに相手方の女子に與へると云ふ事になつて居つたのですが、餘り男子の見識が無さ過るから、今度は其診斷書を市町村長に示して、市町村長から結婚の許可證と云ふものを取つて來る、さうして其許可證を以て相手方に自分は健全な者であると云ふことを證明する事に

變へたのであります。そんなら女子をどうするかと云ふ事でありますが、結婚をする多數の女子、及若い女子は、一部の商賣人を除いては、先づ結婚までは花柳病の無いものであると云ふ事實上の統計から考へまして、女子は相手方の請求の無い場合には之を提示する必要はない。但し男子の方から結婚の證明書を是非要ると云ふ要求をされた場合には、之を拒絶する事は出來ないと云ふことに今度はして居ります。

それから結婚後最終に第十一條、第十二條として其通りに健全なる者同士が結婚をした場合に、男女の一方が花柳病を何處かで貰つて來たと云ふ場合には、是は離婚の原因にもすることが出來るし、一時別居すると云ふ要求を拒むことが出來ないと云ふことを、之もさう云ふ事に實行したいと云ふのであります。尙ほ此の罰の方でありますが、例へば醫師の診斷書を取らずに結婚する、或は醫師の診斷書がそれは僞りである場合には、罰せられると云ふ事にしたのであります。もう一つ日本の結婚は尤も民法上の屆出に依つて結婚が成立つて居るのでありますが、戸籍に於て結婚しないでも事實上の結婚、內緣の妻と云ふ例が澤山あるのであります。只今の內緣の妻に關して甚だ不行屆の請願でありますが、內緣の妻內緣の結婚にも此法を適用すると云ふことにしたいと云ふ請願であります。御審議の上御採擇あらんことを切に希望する次第であります。尙ほ專門に屬する事に付きましても、御答の出來る限り御質問に應ずる積りであります。どうぞ宜しく……

▲香川保忠――私は本案の御採擇を希望する者であります。元來花柳病の蔓延に付ては當局は非常に苦心して居るやうであります。之に制裁を加へ、取締をして居りますけれども、減ずる事はなくして益々增加する一方であります。最も取締を八釜しく言つて居りまする所の軍隊に於てすら、三分の一は花柳病者であります。況や社會に於ては全部に近く、花柳病に罹らぬ者は少ない位であります。隨て之が爲めに婦人に災害を及ぼし、子孫に災害を及ぼすことは非常なものであるであらうと思ふ。本請願は花柳病の豫防には效力があると思ひますから、どうか御採擇を願ひたい。

▼中島守利──私は花柳病に關する請願に付て、花柳病取締の上に於きまして制限すると云ふことは、外に花柳病取締の方法もあらうと思ひます。歐米各國は又特殊の國風があるのですから、斯う云ふ花柳病を取締る爲めに斯樣な法律を御作りになると云ふことは、甚だ宜しくないと思ひます。他にも色々ありませうが、私は是だけ申上げます、本案の如きは採擇すべきものではないと思ひます。不採擇の意見を提出致します。

▼中馬興丸──此前請願致しました當時も、現今の日本では不適當であると云ふことて、種々の反感があつたのてあります。それは單り此委員會のみならず、新聞とか雜誌とかは頻りに賑はして、色々理由の説明もあつた、一方醫學社會ても反對する者もあつたのてあります。

其後本請願者は多數の家庭に付ても研究をしたのてありますが、家庭の多くの者は自分の娘の嫁入りをさすと云ふ時、先方に花柳病があるかないか、心配する者がある。併し媒介者の弊て先きの某は花柳病に罹つた事があるか、病人てないかと云ふことを現在の狀態では聞くことは出來ないのてあります。さう云ふことを聞くと、其話が破談になる一つの原因になります。それが斯の如き法律が出れば、さう云ふ心配なしに媒酌人を煩はして、先方が健全なる男子であると云ふことが分るのてあります。至極是は、現在の狀態ては、日本の狀態に於ては娘の親達を安心せしむる唯一のものである。尙ほ花柳病は六百六號の發明以來、之を全治せしめるに大した困難のないものになつて居るのてあります。それて昔の黴毒とか、黴毒及其續發症の治療には、今日の醫學ては之を全治すると云ふことは極めて樂な事になつて居る、容易い事になつて居ります。それてありますから、先づ靑年時代に不品行の爲めに花柳病に傳染した男子、若くは女子も結婚と云ふ新生活に入るに先立つて、それを全治して置くことは、其人の將來の爲め、其子孫の爲めにも至極結構な事てあると私は考へて居ります。斯う云ふ法律は種族を追々善良なる種族にすると云ふことに付て必要なる事と思ひますから、重ねて御採擇を御願ひする次第てあります。

▼清水留三郎――此問題は所謂新らしい女と云ふ連中の請願と思はれるのでありますが、前の請願の內容を私は能く知りませぬが、今紹介議員の御話を聽きまするど、前は男子だけを――男子だけの問題て今度は女子までも含んて居ると云ふ事てありますが私共は贊成てある。男子だけの檢査をして女子の方を許して置くと云ふことは不權衡て、男女共に健康診斷をする事は必要だらうと思ひます。殊に此花柳病を感染する云々――最後にあります所の夫婦間に於て、一方が花柳病に罹れる場合には、全治まで離婚するとか、別居するとか、是等は最も必要だらうと思ひます。何故かと云ふと今日日本の男子、殊に紳士と云はれる、殊に「ブルジョワー」階級の人が劇しい。之を救濟するには、一部に斯う云ふ風な制限を設けて、新しい女に或る點まで同意しないと、益々男の待合入、蕩樂が殖えると思ひます。之を制裁する上に於きましても、請願委員會に於ての問題に對する面目の上から言つても、風敎を維持する上から言つても必要だらうと思ひます。此意味に於きまして御採擇を希望します。

▼吉本陽――本請願の趣旨を見ますと、提案者から色々御說明がありましたが、矢張り男子對等の取扱と見ることが出來ませぬ。女子に對して何處に書いてありますか、私は能く分りませぬ。之を見ますと對等の取扱でないと云ふことが分る。又一面に於きまして診斷書を町村長に出しました、町村長が許可證を交付すると云ふやうな、煩雜な手數を執ることの必要も何處に在るか、何しろ相當研究の餘地がありますから、斯う云ふ重大な事柄でありますから、相當の硏究の餘地を殘して置いて、本案は不採擇に致したい。

▼香川保忠――花柳病の蔓延に付きましては、當局は從來非常に苦心して、それ〳〵取締をして居ますけれども、一向に減ずることがない。何等かの制裁を付けねばいかぬと思ひますが、此案を通過しても女子と平等で無いと仰しやいましたけれども、從來の私共の知る所では、男子が原動力となる事が多くて女子が少ない。希望に依りて女子は診斷書を提出する位のことで宜からうと思ひます。是は大體に

於て私は善いことゝ思ひますから、御採決を希望する所以であります。……

▼飯島信明――此問題は兎に角國民前途に對して重大な意味を有して居る問題であります。暫く尙ほ研究することの必要を感じます。決定を延期したい、斯う云ふ意見であります。

第二日（二月十四日於請願第二分科會）

▼荒川五郎――紹介の趣旨を簡單に申上げます、本件は政友會の人も私共も紹介者の一人でございます今日花柳病が滔々として蔓延し、國家並に種族の――民族の上に害毒を及ぼしつゝある有樣は、實に慘鼻に堪へない次第であります。國家の自衞の爲めにも種族保護の爲めにもどうしても此花柳病の撲滅を圖らなければならぬ。それには性の教育にも力を要するのでありまするが、一面國家の法力を以て之を防遏したいと云ふのが趣意であります。此請願が採擇になつたら直ちにそれが行はれる譯でもありますまいが、幸に此病毒の恐るべき事を御認下すつて委員會が之を採擇されたならば、一般人に大に警戒を與へ、若くは花柳病に罹つたならば結婚することが出來ないと思ひますから、どうか採擇あらんことを希望致します。

▼中島守利――紹介議員に伺ひますが、是は花柳病を豫防する若くは其傳播を防ぐと云ふことが――感染を防ぐと云ふことが大體の目的でありますか、其以外に理由はありませぬか。女子には花柳病がないと云ふことで、女性には制限を加へないと云ふやうなことになるのでありますか。其點に就て伺ひます。

▼荒川五郎――若し我が日本全國の花柳病を全滅させる途があれば、此上もないことでありますが、中々そこ迄容易に行きませぬて、其防遏の目的を達する上の方法として、結婚に一つの制限を設けられたら宜からうと云ふのが大體の趣旨であります。

世界各國花柳病の防遏に就ては巨大なる國費を投じて居るのであります。中にも禁婚法律を施行して居る國もあるのであります。或は諾威の如き、墨西哥の如き、亞米利加の或州の如き是であります。そこ迄行けませぬけれども、先づ一法として相當制限法を設けられたいと云ふので、其希望すべき箇條を申上げたのであります。女子と男子は幾らか趣を異

にして居ります。結婚する場合に醫者の證明其他に就て、女子は稍々趣を異にしますから、是は女子は男子の要求があつた場合には、醫者の證明書を作ると云ふので、多少其間には男女の間に寛嚴の差はあつて宜からうと云ふのが趣旨でありますが、決して男子のみに之を禁じやう、制限しやうと云ふのではございませぬ。大體の趣旨は男女共に行はれる法を設けられたいと云ふのが趣意であります。

▼中島守利——只今紹介議員より説明を伺ひますと男子だけに制限を與へると云ふことでありますが、日本の國情から見ましても男尊女卑が國情となつて居ります。男子としては甚だ不面目であります、是は採擇しないのが適當であらうと思ひます。

▼吉本陽——本請願の趣旨を見ますと、男子が醫師の診斷書を求めて、町村長に許可證の交付を願ふと云ふことになるのでありますが、其有效期間はどう云ふことになるのでありますか、今日出しましても明日或は今晩にも出ないと限りませぬ。其邊はどうでありますか。

▼荒川五郎——御答致します、質問者はさう云ふ經驗を能く御承知と見えまして、今日の證明は明日效を奏しないと云ふことがあるかも知れませぬ。成程さう云ふこともありませう、それは他日法律を制定する場合に、又逐條に亘つて十分に御審議あらんことを希望します。どうか是非御採擇を希望します。若し之に反對せらるゝ方は、多少此懸念のある方であるまいかと思ひます。結婚の制限を受けることを恐れて反對せられる方でないかと思ひます。此請願委員の諸君には、さう云ふ方はないと思ひます。殊に是は直ちに法律にすると云ふ會議でないのでありますから、此趣意は宜いと云ふことを大體御認下さることは、種族保存の上に最も重大なる影響を與へることゝ思ひます。國運を發展せしむべく諸君の日夜の努力は、之に依つて大に效を奏する事と思ひますから、切に御採擇を希望します。

▼飯島信明——私は之を採擇するが適當であると思ふ。此請願は五つの基礎を持つて居ります。國家種族の健全を圖る上に、又一面には男女間の清潔を期する上に於て、本案の制定は必要であらうと思ひます。併ながら此請願の男子のみから證明を取らうと

云ふことは一寸考ものであります。詰り是は男女共に婚姻する場合には醫師の診斷書を取つて、さうしてそれを提出して、其所で結婚の許可證を取る、斯う云ふことが適當であらうと思ふ。殊に請願者は三千四百三十五名の熱誠なる主張であります。日本も五大强國の班に列したと云ふ立派な國になりましたから、矢張國民の將來は子孫も立派な子孫を造らねばならぬから、その時に花柳病に罹つた子々孫々が殖ゑますると、國の不名譽であり、國が弱くなつた結果は、亡國の基にならぬ限りもないと私は考へます。採擇を願ひます。

▼野村勘左衛門——私は總て此花柳病の豫防に就て有ゆる工夫をしなければならぬが、殊に我國民の體格に於ては甚だ劣等であるから、之を優秀にしなければならぬと云ふ事に就ては、無論異議はありませぬが、其爲に執らんとする所の此結婚の制限の方法に就ては、甚だ贊成出來ないのであります。どうも餘り斯の如き許可證がなければ結婚をさせないと云ふ、斯う云ふ事までもやるのはどうであらうか。さう云ふ事でなく自らの斟酌に任せて差支ないと私は思ひます。

又此處に二つあります、第二の方は是は亦色々複雜した問題になりますから、他の方法に依つて斯う云ふ事のみを請求せらるゝも宜しいが、大體に於ては矢張第一即ち許可證あらざれば結婚が出來ないと云ふ花柳病に對する結婚制限、是は私は誠に殘念でありますが、不採擇それで私は是は先日も中馬君から御熱心なる御說明がありましたが、孰れも私は花柳病の傳播を防ぐのには、之が唯一の方法であるが如くに聞かれますので、眞にさう云ふものでありますならば、眞にそれは私は贊成しなければなりませぬけれども、私は決して之が花柳病の傳播を防ぐ唯一のものと思ひませぬ。徐に女に媚るやうになつても困ると思ひますから、是は不採擇にしたいと思ひます。

▼淸水留三郎——只今女子に對する制裁がないと云ふことの御話がございましたが、此間中馬君の御話に依りますると、女子も男子が若し要求した場合に於ては、健康診斷と云ひまするか、之を提出することが出來ると云ふ風に規定になつて居ると云ふこと

を聞いて居ります。さうして見まするど決して是は女子のみに對する特典でなくして、此間に不公平は決してなからうと思ひます。殊に女子は割合に花柳病に罹らないと云ふことは、賣笑婦は別でありますが、その他の普通の處女に於ては割合にさう云ふことはなからうと思ひます。故に今日餘りに男尊女卑と言ひませうか、殊に一部資産家階級の者が、盛に妓に戯れ、有ゆることをやつて居る、さう云ふ風の事がありまする爲に、婦人と云ふものが非常に逆境に立つて居る。日本ほど男尊女卑の國はない、又民法の中に於ても良人は妾を持ち、若くは藝者買をしても、之を取締る方法はないが、女がやると忽ち姦通罪になると云ふ風な民法の規定、既に不公平である。故に斯う云ふ風の事に就ては、請願委員會に於ては女子の權利を認めて宜いと云ふ觀念より致しまして第一項、第二項共に私共は採擇せられんことを希望致します。

▼中島守利――只今飯島君から男女共、婚姻許可證を持つて居れば贊成すると云ふ樣な御議論のやうに論旨は聽かれました。此の案に御贊成なのか、或は男女でなければ贊成しないと云ふのですか、それを御說明を願ひたい、それから尙ほ先程申上げましたことを少し敷衍して見たいと思ひます。花柳病の傳染を防ぐと云ふことは、自發的にも强制的にも、他に幾らも方法があらうと思ひます。由來人生三大禮の一たる結婚、又日本の國風に依る結婚、之を制限を致しまして、さうして、男子だけ結婚許可證を持つて婚姻すると云ふことは、不條理のことだと思ひます。それ故に此案に就ては不採擇を希望致します。

▼飯島信明――私は此請願に就て男子のみ許可證を持たせると云ふことでなくして、男女共に許可證を有すると云ふ意味に此請願の內部を變へまして、さうしてそれに贊成しやうと、斯う云ふ私の趣意、それで若しさう云ふ條件付の採擇でありまして不都合であつたらば、共希望を以て之を採擇する。それでも不都合ならば本案の採擇に贊成する。私は此請願委員會に於て斯う云ふ法律は國情の上に於て、總ての上に於て必要であると斯う私は主張する者であります。さうして採擇の意味に於て少しく尙ほ足して置かうと思ひます。私の知り得る所に依りますと或

る二三の令嬢が婚姻をせられて――十分に調査して婚姻をせられた。共に能く尋合つたけれども隠して居る所の問題があるが爲めに、其處迄調査が届かないて、婚姻後或る令嬢が悲惨な狀態に陷つて、氣の毒な境遇に立つて泣いて暮らしつゝある人を二三見て居ります。實に人道上看過すべからざる事で、人道の上から見ましても、何から見ましても、此儘放任して置くと云ふ事は、國家の上から捨て置くべからざるものであると思ふ。又今日日本の習慣としまして、法律がない限りはあの淫靡なる問題に對して相共に尋ね合ふと云ふことは、習慣的と申さうか、因襲的と言ひますか、言ひ得られぬ問題になる、若し幸に法律の制定がありますれば、國法の命ずる所是は各人の責任としてそれを提出するの義務がある其處て初めて神聖なる婚姻が神聖なる結果を生むのであると私は信ずるのであります。獨り是は花柳病の豫防法と云ふのではないけれども、一つの豫防にも關係し又種族の發達進歩を圖る上に於きましても最も有力な請願と私は認むるのであります。私は若し此法律を國家が制定せらるゝ場合には、是は男女の區別なく共に同等の權利同等の義務を持つと云ふ風にしまして男子が許可證を持つならば、女子も矢張許可證を持つて、相共に結婚することが必要であると私は信ずるのであります。

▼主査(吉良元夫)――外に御説がございませぬか―稍々見合せましたけれども、別に御説もないやうでありますから採決を致します。先づ以て斯う云ふ事は採擇をする方が宜いやうにも思ひますのでありまするから、採擇すべからずと云ふ御説に御賛成の御方を先きに決しますやうに致します。採擇すべからずと云ふ御説に御賛成の方は手を御擧げを願ひます……分りました四てあります。採擇すべしと云ふ御説の御方は手を御擧げを……遺憾ながら三てありますから、採擇すべからずと云ふことに決しました。

本文は全部掲げますと十三頁になりますので、重複してゐる所、不用と思ひました所を削つてやつとこれだけにいたしました。臨時議會の時に比して頗る眞面目に、二日も費して熱心に討議されたことを、贊成者の方は勿論、反對の方にも厚く御禮を申上げます。

心にきく

富本一枝

かせいてもかせいても
貧乏がくつついてゆく人
勉强したくても
出來ない人
金て「生命（いのち）」が助かる人
魂を賣る人、からだを賣る人
これを助けるのが
本當の金持
金持の義務。
自分を貧しくして
人を富ます人
人間みんなのために
善い計畫をする人
働く人
これが金持
本當の金持。

□

今。

「良心」の世界。
良心がものを云ふ
良心がものをきく
「語」の權威は
「人格」にある
語の光は
良心にある。

□

眞に美しいのは
心の光。
ながつゞきのしない光は
僞の光
上皮だけの光
根のない光

□

隣國は恐ろしい饑饉
安氣に飯を喰ふ自分等を
すまなく思ふ。

（千九百二十一年一月十一日夜）

婦人の政談が禁止される頃

某社編輯にて　芙蓉子

市川様に御返事申上げます。昨日の御手紙に、昨年御會が治安警察法改正の運動に御着手のその始め、平塚さんのお二階で私がお話した治安警察法制定以前の婦人の状況を、三月號の御誌に記せとのことですが、その折の座談に何を申上げましたやら、好くも記憶いたしませぬ。が併しその當時の政談演説會に於ける斷片的の印象が今でも私の心の底に殘つて居りますから、そんなことに就て何かお饒舌でも致したのが、たま〳〵貴女のお耳に止つて居たとすれば、何とかお答へをせねばなりますすまい。

併し『治安警察法制定以前の婦人の状況』などゝいふ大袈裟な題の下にお話すべき何ものをも實は私は持つて居ないのです。何故なら私はその頃まだ肩揚に赤い帯を締めて居た少女であつたのですから。

どこまでも保守主義の武士的家庭に育つた。而かも政治に理解もなく、趣味もない少女が、何で政談演説會場へ出入したか、それを申上げないと、私の申上げることの無價値さの程度が、お解りになるまいと思ひますから、貴い御誌上を塞いで恐縮ですが自己の告白を少々申上げます。同時に又その告白からは、當時勃興しかけた婦人界の多岐多端な狀況の御洞察が出來て、何かの御參考になりはしまいかなどゝも考へます。

當時目覺めかけて居た婦人界は先覺識者の指導で自分等の歩むべき道を擇ぶ暇もなく、馬車馬的に突進し始めました。婦人會は起る、女學校は設けらるゝ、斯うしては居られないと云つたやうな氣持が一杯に漲つて、後年大蹉跌はありましたけれども、當時の婦人は或意味に於て、今日の婦人より餘程潑溂たる意氣を以て文明に進まうとしたものです。

小學校を出ても、いろ〳〵の事情で女學校へ入ることも許されなかつた私は、國語や漢文英語などの個人敎授を受けて、女學校へ通うお友達を徒らに羨んで居た時、婦人に速記を敎へて見たい。出來るか出來ないか、貸して呉れといふやうなことを、速記

法女子研究會の創立者佃與次郎氏から勸誘されて、私は試驗の狙上に置かれました。而して少壯氣鋭の先生は只管成功を急ぎ學問の根底もなんにもない少女の腕力にはお構ひなしに、無暗に速記を敎へ込みましたので、指頭の技術だけは程なく獲得いたしました。けれども之を運用する能力は無論なかつたのです。凡てに貧弱な少女は、斯うして實地練習の場に投げ出されました、思へば無鐵砲なことでした。誠にお恥かしいてすが、之が私の政談演説會場を知つて居る所以なんてす、てすもの私の懐舊談などに何の聞くべき價値があるものてすか。今から思ふと政治上の知識は取分け零でした。時の政府の施政方針さへも、好く理解しては居なかつたらしいのです。聰明な皆様の前にお恥かしいけれど、之が實際なのでした。

その頃は殊に言論の盛な時でしたし、國會は開設前でしたから、動もすると物論沸騰し、言論の自由民權の主張と云ふやうな叫びは可なり強く大きく響いて、政談演説會なるものは、日々夜々到る處に屢々催されて、辯士も會衆も熱狂して會場も破れるやうな騒ぎが演ぜられ、無秩序不整頓な會場に現代の名士當時の法律書生(學生と言はず)連は、萬丈の氣焔を吐いて居た、蓋しその盛な光景には、多分再び觀ることの出來ない烈しさがあつたかのやうに覺へて居ります。記憶を手繰るには餘りに遠い昔です、殊に十四五の鈍い少女の見聞には間違ひもありませう不徹底な點も尠からずございます、その段は豫め御承知置き下さい。

婦人の政客連も、一體何う云ふ出身の人々であつたか、それすらも知らないのです、勿論その中には中島湘煙女史や、福田英子女史なども居られるやうですが、遠慮ない語で言ふと阿婆摺とでも云ひたい婦人が可なり少なくはないやうでした。麥藁帽子を斜に被り、小倉袴にステッキと云ふ殊更めいた扮裝の婦人が、全然女性を脱却した態度で、壇上に手をふり、體を屈伸し、直輸入の直譯意義を大に高唱し、行政の不備を叱し、當路の大臣を罵るのを聞き、同時に之を嘲笑する會衆(男子)の遊戯的氣分を見たるときに、子供ながらあゝ嫌だと思はずには居られませんでした。

艶な投島田に濃厚な化粧をし、髪の毛のほつれを、その頃流行つた大きな肩掛けに被ふた妙齢の婦人が傍聴席から、ヒヤ〳〵ノー〳〵と聲援したり、妨害したりするのを見て、私は寧ろ不思議な世界の發見に驚きの眼を瞬つたことを今でも忘れません。いつの演説會にても、婦人席は滿員でした。屢々開かれた婦人政談演説會には彌次馬の男子雲霞の如く押寄せて、大かたはまぜッかへして終るのでした。上野廣小路の末廣亭の二階の陥落したのも、婦人政談演説會のドタバタ騷ぎからでした。

斯くの如き状態で、同志は遂に同志の爲めに誤まられ、得る處は一もなく、徒らに世の嘲笑を買つたのみの女政客の末路は、消ゆるやうになくなり、治安警察令は程なく發布されたのでした。

私も前申上げます通り、その時は夢中でしたが、後年になつて當時を追懐しますと、湘煙女史や英子女史の如き達識の婦人は別として、大多數の婦人は、その活動が決して自覺からでなく、全く他動的に盲動して居たのであるとしか思はれませぬ、同時に彼等は女性の本分を忘れ家庭を捨てゝ跳ね廻つて居た是れ等が原因の一分子となつて、其後の女子教育は一頓挫を來たし、婦人界は意氣銷沈し憶病な婦人はひどく奥深く閉ぢ籠つて仕舞ひました、治安警察法の施かれたのも、故あることゝ私は思ひます。

今や、どこまでも、女性の本分を發揮する爲めにと云ふ根據ある基礎の上に打建てられた婦人の要求が、容易ならぬ皆様の御努力となつて、目覺ましい御活動の結果が遂に婦人が進展の道を拓かれつゝゆく有様を見るにつけても、其昔にも彼等女政客の爲めに、好き指導者があつたなら、あの意氣、あの能力をモッと〳〵善用が出來たであらうに、幾多の犧牲者を出し、而かも婦人が政談を聞くのを禁ずると云ふやうな時代錯誤の事實を今日までも殘存し、之を撤廢するのに大骨を折らなければならぬなんて、何と云ふことであらうかと泌み〳〵思ひます。私は此警察法を、時の識者が爭つて是認したのには、已むを得ない事情であつたらうと首肯しますが、今日之を撤廢するのに、賛成だの不賛成だのと言つて居る議論の餘地が何處にあるのかゞ解らなくてたまりませぬ。それにつけても同性の爲め、社會の爲めに

働かれる皆様の御勞を感謝せずには居られませぬ。
先覺者の現在と未來に亘る責任はほんとうに重いものでムいます、偏に皆様の御自重御自愛を祈ります。くだらないことで、嘸御失望なさいましたらうと恐縮に存じます。

波紋（感想）

婦人の時代が來ました

——大阪覺醒婦人大會に於て——

らいてう

皆さん！皆さんは今日のこの時代を何と御覽になりますか。今日は實に非常な時で御座います。恐らく過去にもなかつたでせうし、又將來にもあるまいと思はれるほどの一大轉期の前に今私共は立つて居るので御座います。

何千年來私共女性を無視し、人間を創造する女性の愛の力を蔑視して來た男性とその男性の手によつて造られた社會とその文明とはそれが當然到着せねばならぬところに到着して到る處に慘憺たる破產を來しました結果、今世界は、それが修理、改造の必要に痛切に迫られて居ります。

前世紀を通じて人類が個人の自由、個人の權利、個人の解放といふやうな事に熱中したのは人類進步の道程として確に意義ある事であり、いゝ事でした。併しその結果は、終に所謂個人的自由競爭の世の中となり、萬人が自分一個の利益、自分一個の幸福のみを追求して、人類の進步、人類共通の幸福、種族の利益といふ事をいつかしら忘れてしまふといふやうな弊害をもまた隨伴して參りました。さうしてあらゆる舊道德、舊宗教の因襲から放された個人と個人との間には、又階級と階級との間には、愛や犧牲の代りに、憎惡や、反抗や、嫉妬や、復讐心が、相互扶助の精神の代りに競爭が發生し、爭鬪が成長しました。

斯うして離ればなれになつた人類は今この憎惡や爭鬪に滿された混沌無秩序の中で、久しい間忘れてゐた『愛』といふ一度（ひとたび）離れ〴〵になつた個人と個人とを再び結び付ける不可思議な力を漸く思ひ出しはじめたので御座います。さうして彼等は今や個人主義

より協同主義へなどと言ひ出しました。

ところが皆さん、この一度び切り離された人間と人間を再びしかも以前とは別な新しい關係のもとに結び付ける不思議な力は一體この世界の何處にあるのでせう。何處に求めたらいゝのでせう。

それは神樣でせうか、いゝえ神樣はもう私共の心から死んで行きました。

私はこれは所謂神樣ではなく、私共女性——即ち今日まで卑しいものとして、社會の表面に立つことも出來ずにゐた私共女性の心の中に求むべきだと思ひます。人間の創造者として、生命の擁護者として、未來の建設者として、種族の意志によつて生きる私共女性の心の中に幾千年を通じて無限に蓄積されてゐると私は信じます。

婦人が男子の腕力や、權力や財力に支配され、壓倒されて、奴隸としての生活を文化の埒外に送らねばならなかつた事は過去に於ける(否現在に於ても)最も悲慘なる事實の一つには相違ありませんが、男子がその力と自由とを濫用して却て自分自身て、自分の人間性を墮落させ、消磨させた間に、婦人が婦人本來の愛情を只家庭に於て我が子の上にのみ集注する事によつて、その純粹さを安全に保存し、且つその力をぢつと內部に蓄へて來ることの出來たのは或は不幸中の幸であつたとも考へれば考へられなくもありません。

さうして今私共はこの長い間蓄へて來た愛の力を家庭に於て我が子の上に働かせるばかりでなく、社會の表面にまで漲らさねばならない時代に出逢つたので御座います。御覽なさい。人類の一半である男性がその個人的意志の上に打ち建てた腕力主義、利己主義、物質主義、現實主義の文明の動搖、崩壞と共に人類の他の一半である婦人の世紀は既に〳〵私共の前に開かれてゐるではありませんか。今世界はどんなに無意識の中で生命の創造力である婦人の愛の力の復活を待ち望んでゐることでせう。

私共婦人の時代は既に〳〵來てゐるので御座います。そしてそれは又兒童の時代でなければなりません。

生命そのものが權力よりも、富よりも、否全世界のいかなるものよりも尊ばれる婦人の時代に於ては

生命を創造する婦人と、新しき生命であり、未來そのものである兒童とが尊重されるのは言ふまでもありませんが、殊に婦人の戀愛は、人類創造の不可思議力として最も神聖なる宗教的情熱の對象とならねばなりません。私は考へます、女性が男性の奴隷として生きたことから、人類が蒙つた見のがす事の出來ない大きな禍は、女性のこの戀愛が男性の單なる快樂の對象として取扱はれたことで、こゝに女性のみならず男性の卽ち人類全體の墮落の根本原因が胚胎してゐると。是に反し戀愛が人生に於ける最も神聖なそして嚴肅なものとして取扱はれる社會に於ては、今日なほ一般に行はれるやうな合法的結婚の形式による愛の賣買も又所謂賣淫もどちらも最も重大なる社會的不正として第一に排斥されるでありませう。さうして人々の興味の中心はよりよき人類の創造よりよき次代の建設といふ一事に集り、あらゆる社會問題は未來の立場から、考究せられ、論議せられることになり、敎育といふ事が今日よりも遙に、重要な問題として扱はれることになるでせう。從つて人々は又今日の如く現在のみでなく、未來に、自分といふ只一人の個人のためのみでなく、人類のために、人類の中に生きるやうになるでありませう。

皆さん今私共の前にはかういふ婦人と兒童の時代が開かれやうとしつつあるので御座います。そして私共は私共の力でそれを開かねばならない丈に今到達してゐるのです。

私は現代に生れ、歷史の上にも再び來まいと思はれるこの一大轉期に遭遇した私共婦人が、こゝに特殊な、又それだけ光榮多き使命のあることを自覺し單に女性自身のためばかりでなく、人類全體の進化と幸福のために、種族の意志の上に卽ち女性本來の愛の基礎の上に男性文明に代へるに女性文明を建設すべく一致共同せんことを切望するものであります

我が協會の運動及事業は、それが政治上に於ける權利及自由の要求の形をとつて現はれるにせよ、經濟力の要求として現はれるにせよ、資本主義に對する挑戰の形をとつて現はれるにせよ、母、子供、又は家庭の擁護として現はれるにせよ、敎育上の要求として現はれるにせよ、總ては皆こゝから出發するものであることを、私は今日この機會に於て皆さんに申上げねばなりません。（一月十二日）

草の芽

矢澤孝子

かれ芦はきなふながらに川床をすかせばしゞに青き芽もゆる

うらゝ日にぬるむ川みづ潮さして枯れ立つ芦の丈けひくゝ見ゆ

笹を立てゝ魚住ませあるひとゝころかれ芦とぎれみづ光りをり

ひとゝころ芦とぎれたるみづの上にうつる鳥かげたまゆらになし

うらゝ日に刈田のみづは土に滲みいちめんに萌ゆ小さき草の芽

紅椿たかきに咲けり里の兒が下枝は折りて持ちゆくならむ

庭内の椿は垣をのびいでゝきほひきらめく雨はれし陽に

枯芝の下にはつ〳〵萌えいづる草の芽ひかる雨にぬれつゝ

落ちし紅梅

關口冬子

裝ひてうぐひすを待つ紅梅の根に生き〳〵と落ちし一輪

甘き香の誇をきそひ咲くむれをそむけと引きし運命の糸

何故に春をそむくとうたがふをたゞ笑みて開く落ちし紅梅

土に朽つ梅一輪の運命を解かんともせず美しとする

蕊(し)にさへ離れぬまゝを土に來て久遠の幸に生きんとはする

憐憫の眼をおとすその友の高き香におもはるゝことならむ

誇り咲く友を仰ぎてにじみ來は果なきおもひたゞに默(もだ)する

あけの色失ひ土の香のしむをなすがまゝなる落ちし紅梅



母親の夢

神近市子

卒業式の仕度にして置かなくてはならない用事があつて、その日も松井と原とは遲くなつて女學校から歸りかけた。牛込の神樂坂に近い同じ町内から麹町にあるその女學校迄、二人は四年間毎日一緒に歩いて往復したのであつた。

『隨分おそくなつたわね。』

『私、すつかり空腹（ひもじ）くなつちまつた。』

一足後れて教場を出て來た原が追ひついた時、二人はかうした會話をとり交はした。

『でも、考へるとかうして御一緒に歸るのももう少しのうちだわね。』先に立つて歩いてゐた松井が、何に感ずいたかシンミリとした調子でかう云ひ出した。それはコマ〳〵した家並に挾まれてゐる路次のやうなところを拔けやうとする時で。そこから出た通を眞直ぐに左に行くのが、牛込方面に行くには一番近道であつた。

花近い春の暮れ方であつた。淡い靄がフウワリと近くの煉瓦の邸宅や庭園の繁みを立て籠めて、ポツリ〳〵と軒燈のつき始めたその大通りは、一帶の白砂が前に擴がつて行くやうな、空漠として遠い感を與へた。それは、若い、感傷的な、心の痛み易いその季節の持つ雰圍氣（アトモスフイア）であつた。

原は、急に泣き出しさうな發作に捕へられた。寒さからでないゾク〳〵とした寧ろむづ痒い感覺が脇下

に起つて、脈搏は迅く、顔は熱つて外氣のヒヤ〳〵と、當るのが氷でも當てられるやうに冷たく感じられた。それは松井の言葉に對しての原の全體的な答であつた。が、口には只だその頃生徒達がお互ひに誰ても誰でも云つてゐることを繰り返してゐたに過ぎなかつた。

「全くだわ。私、それを考へると厭になつて了ふ。」

松井は、原と並んで歩き乍ら、原の悲しみが他事でなく感じられた。原と云ひ松井と云ひ、言はゞ少女時代に別れやうとしてゐるのであつた。彼女達の前には、今全く別な未知の大人の世界が彼女達を迎へる爲めにその大きな口を擴げてゐる。泣くにも笑ふにも家庭と學校との狹い範圍に限られてゐた今迄の生活とは全く違つて、彼女達はこれからは世界の果から押し寄せて來る人類生活の波の起伏に連れられて泣きも笑ひもしなくてはならないのであつた。その世界に勇敢に踏み込んで行つて、彼女達は人間としての自分達の生活を、自分達の氣質と能力とに從つて引き出さなくてはならないのであつた。それには人生の生活を僅かに彩どつてゐる幸福や歡樂に對する或る希望の期待があつたが、同時に未知のところであることから又止め度もない不安と心細さとがあつた。

けれど、松井は直ぐに一時的の悲哀から出て了つた。彼女は今急に思ひ付いたことがあるのであつた。けれどそれは又云つたものだらうか云はぬものだらうかと云ふ危懼を少しも伴はぬことでもなかつた。

「これはね。卒業式が濟む迄はどなたにも云ふまいと思つてゐたことなのよ。だから、他の方に話されると一寸困るのだけれど……」

「何なの。それや私決してどなたにも話さなくづてよ、何なら、私誓つても好いわ。」

原は熱した口調でかう訊ね返した。少女の敏感さから、原は松井の嫁入口が極つたことを思ひ込んだ風であつた。

「私ね。これはどなたにも話すまいと考へてゐたのだけれど、若しかしたらあなたも來て御覽にならない

かと思ふから云ふのよ。私ね、學校を卒業して了つたら、叔父さんの店で暫時の間働く積なのよ。」

「まあ、あなたが?」原は自分の耳を疑ふもの丶様に眼を瞬つた。

「だつてあなたなんか、何も他に出てお働きになるには及ばないのでせう。宅の母さんなんかさう云つてゐましたわ、松井さんは直ぐにお嫁入の口でも極るのだらうつて。」

原の母親がさう云つてゐたのは事實であつた。松井の死んだ父親は陸軍の佐官級位なところを勤めてゐた人で、亡くなつた時には松井と松井に五つ下の弟があつたばかりであつたから、未亡人が子供を育て丶行くには少しも不自由しない丈けのものがあつた。そして至極分別の好い未亡人は獨身で子供を育て丶行くことに決心すると、その頃住んでゐた地方の町を引き拂つて若い時慣れてもゐた東京に出て來て了つた。それは、近代的な東京の方が、格式や體裁のやかましい地方よりもどんなにも暮せるからの爲めであつた。そして牛込の靜かな通の奥にある家で二人の子供を相手に誰に遠慮も氣兼もない可成り豊かな生活をしてゐたのであつた。

「私がどこかに働きに出ると云ふのなら誰も何とも思はないけれど、いくら叔父さんのとこだからつて、あなたが店に勤めるなんて、嘘なんてせう。あなた私を擔いでゐるのよ。」

原がどこまでも信を置かないもの丶様に云ひ張るので、松井は途方にくれて了つた。前に云つた風な生活をしてゐたので、松井の身姿なんかは云ふ迄もなく、母親でも何時でもチャーンとした姿をくずさなかつたから、他人目に氣位の高い形式張りの人に見られるのは當然過ぎることであつた。

けれど松井が店に勤めることになつたのは、この母親の希望でそしてその意見に叔父が賛成をした爲めであつた。母親の考では、女學校を出た位の知識と經驗とは、複雜で多難な人生の生活場裡には何等の足しにもならないと云ふのであつた。それで尚ほ高等の專門學校に進むなり、それが出來ない場合には女學校卒業後何年でも適當の時期丈け働いて、直接に人生そのものについて經驗する必要があると云ふことを、

自分の經驗から割出して娘をその方針に誘ふたものであつた。

『だから私働くのよ。叔父の店は貿易をやつてゐるのだけれど、私は會計か事務かそつちの方面をやらせるつて、そしてお前の仲間にもう一人か二人働いて見やうと云ふ人はゐないか、あつたら試驗的に使つて見ても好い、とその叔父が云つたことがあつたの。それで今フッとあなたも來て勤めて御覽にならないかと考へついたのよ。………だつて、さうするとこれからも又矢張り二人で一緒に勤められるでせう。』

原は、滿吏心の動かないこともなかつた。原の父親は、長いこと市のある局に勤めてゐる下級官吏であつた。由緒の正しい士族の出だと云ふ外には、大した學問も手腕も備へてゐる人ではなかつたので、同じ位置に長いこと書記の樣なことをして止つてゐた。自分でもそこを最後の勤めどころと考へて、長年爲慣れた仕事で氣骨を折ることのないのを好いことにして、一日の勤務を了へて歸ると謡でも唱つて寢ころぶ位を樂しみにして日を暮らしてゐた。長女のお靜を頭に六人の子供に攻め立てられる生活では、それ以外の樂しみを求めることは出來なかつた。家庭では、體格の立派な口やかましい細君が凡ての處理者であつた。原は年頃になると、もつと好い少くとももつと愉快な家庭生活といふものを夢みる樣になつてゐた。そして感情の粗雜な口汚ない母親に對する反感で一杯になるのであつた。今、彼女が何よりも嫌つてゐたのは、この母親と絕えず一緒に生活すると云ふことであつたのだから、學校を卒業して後も每日家庭の外に出る口實があるのであつたら、それは何であらうと彼女には何物よりも望ましい何事よりも歡ばしいことであるのに相違なかつた。

『あなたの叔父さんとこでさへ使つて下さるなら、私も勤めて見ませうか知ら。』彼女の願はとう／＼そこまで纏つて來た。

『さうなさいよ、ね。叔父のとこは大抵大丈夫だと思ふのよ。私、明日にでももう一度催めて見ても好いわ、私だつて連がなくてはつまらないから、どんなことがあつたつて承知させるわ。だつて自分の方で最

初云ひ出したことなんてせう。」こゝ迄云ひかけて考へてゐたが、

「でも、お宅のお母さんが承知なさるか知ら。」

「どうして？どうして母さんが反對しますの？」

「いゝえ、只だ不意にさう思つた丈けよ。許して下さるわね。それに叔父さんが月給も可成り好くして呉れると云ひましたのよ。最初見習の間は廿五圓しか出さないが、その代り本給になつたら四十圓やるつて。」

「四十圓やるつて？」

「えゝ、さう云つたわ。私それより少くては勤めないことよ。」

原は、四十圓の月給は決して惡くはないと考へた。それは彼女の年老つた父親の月給の半額ほどあつた。そして月給に對する希望にみちた豫想が、松井が不用意の間に豫覺した母親の反對――それは說明は出來なかつたが、彼女にも非常に確實性を持つて有りさうなことに思はれた――を打ち消してゐた。

二三日して、松井に尙ほよく聞き合はせて貰つてから、原は父に卒業後松井と一緒に勤めさして貰ひたいと云ふ相談を持ち出した。勤める場所から仕事の種類、月給のこと迄話して行つた時、それ迄冷かに構えてゐた父親が始めて心の動いたらしい容子を顏に表はした。けれど細君の考をはかり兼ねたやうに、細君のゐる臺所を氣にしい／＼かう云つた。

「お父さんには別に反對はないがね。反對のないどころか、大變結構な話だと思ふが、尙ほよく母さんに相談したら好いだらう。お父さんは全體お前を女學校に上げることは出來ないと云つたのを、母さんが是非にと云つて自分で上げるやうにしたのだから、お前の將來に就いても母さんには何か考へがあるかも知れん。お父さんにはそれは至極結構な勤め口だと考へられるけれど………」さう云つてしがみつかれてゐる指を一本々々放す時のやうな心の痛む樣子を見せて、半年近くも机に戚つてゐる漢籍の方を今更らしく向き直つて見せた。此方は父のその態度が一番の痛手であつた。全々贊成はしなくとも、も少し父親と

して自分の身上に主張なり批判なりを持つて貰ひたかつた。せめて自分の上に母親と同等の勢力を持つてゐると云ふ證左が父親にも見せて貰ひたかつた。子供である自分の上に鬱陶しく覆ふてゐる母親の專制に對してそれのみが牽制出來る唯一のものであつたから。けれどそれもこゝて絕望に了つてしまつた。

とう〳〵豫期されてゐた絕體絕命の時が來た。

「お前を今更ら勤めなんかに出す位なら、私は何も苦勞して女學校迄上げはしませんよ。」母親は一言の下に娘の希望をたゝき壞さうとするものゝ樣にかう答へた。

「お父さんはあの通り弱つてゐなさるし、健一はまだ小さいし、私はせめてお前なり立派なところにでも嫁づいて、宅を見てくれるやうにならなくては困ると思つてゐるのだよ。女は昔から氏なくして玉の輿と云ふ譬にもなつてゐる通り、器量がよくて運さへ向けば云ふ目が出るやうにならないとは限らないからね。三十圓四十圓の月給と云へば成る程一寸は好い事には相違ないけれど、一寸でもそんなことをさせてゐたと云ふと、緣談があつてもこつちて肩身が狹いからね。お前は器量は相當だし、」それに女學校も卒業してゐるのだしするから、どんなところに行かないとも限らないのに、立派な身分になつた時「前には」と他人や雇人などに後指をさゝれることの無いやうにして置かなくては困るからね。」

お靜が何か未だ自分の企圖に反抗しさうな氣振を見せてゐることに氣が付くと、母親はイラ〳〵とした憤を一時に曝發させた。

「お父さんが、うちとらの子供は贅澤に女學校なんかにやつては居られない。小學校を卒業すればそれて澤山だ。あとはうちて家事ても見習はしておけとお云ひだつたのを、今時、小學校だけては巡査さんのお嫁さんにても行くより外は無いからつて、無理々々に女學校に上げたのは私だよ。その恩も忘れて自分の好き勝手にしやうと云ふ腹なら、私もその積になつてこれからはお前のことは一切構はないから、その積てそれても勤めたいなら松井さんと一緒に勤めな。」母親は終ひには威したり泣き出したりして、お靜に思

ひ止らせ樣とした。

「だつて、私何も母さんが不承知なのに勤めやうと云ふんぢやないのよ。だからそんな大きな聲なんかしないで頂戴。近所に聞えると見つともないわ。」さう云ひ乍ら、母親に抱いて貰えないので焦れ込んでゐる病身な赤ん坊を抱き上げるより外はなかつた。

* * * * * *

四月が來ると松井は今迄の赤い袴を止して質素なセル地の袴を長く穿いて、草履がけか何かの氣取つた姿て店に通ひ始めた。原はそれとは反對に、桃割れか何かに派手な色合の半襟を襟元に覗かして、琴だの花だのゝ稽古に通つた。最初の間は途中などで出逢ふと二人は駆けよつて、原は熱心に仕事の模樣などを訊ねるし、松井も店の出來事などを傲らしげに取次いだ。原も父の役所の人や或る會社に技手をしてゐる人に貰はれることなど、以前通りに打ちあけて話し合つてゐた。

けれどそのうちに松井の仕事が忙しい時期であつたりして、二人が途中で出逢ふことも尠くなり、偶に出逢つても氣持ちよく話に身の入れられないやうに、生活と經驗との相違が二人を隔てゝ行つた。

二三年の月日が流るゝうちに、松井の身の廻りのものは目立つ樣に殖えて行つた。そして三年目の秋頃になつて珍らしく髮を島田に結ひ上げてゐた頃など、或る大きな商人と縁談が纏つて近く結婚すると云ふやうなことが、誠しやかに近所の人々の間には傳へられた。

歐洲戰爭の爲めに捲き起された世態の變調に洗はれて、原の一家は倚ほひどい貧乏の底に落ちて行つた。彼女の縁談も次々と持ち出された數は可成りあつたが、どれも〳〵旨く話が折合はず未だにどうと云ふ片も付いてはゐなかつた。本人の側も世話しやうとした知人達の側も、少し倦いた氣味になつてゐた。母親ばかりは終始イラ〳〵と思ひ焦つてゐた。そして汚ない子供達が大勢ウヂャ〳〵としてゐる暗いよごれた家の中で、前のやうに若い派手な半襟を胸に浮かした原は、だらけた樣子を見せて琴をさらへてゐた。「玉の輿」の夢はまだ仲々に醒めさうにもなかつた。（終）

比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

更に又面白いのは、「イングランド」の方では結婚は教會でしなければならぬとか、役場でしなければならぬとか、滿二十一歲までは父母の同意が必要とか、結婚が多少面倒であるが、スコットランドに行きさへすれば、手輕に結婚が出來ると云ふので、「イングランド」から「スコットランド」へ文字通りの新婚旅行に行くと云ふことが行はれ始めた。そして「スコットランド」に行くにしても、遠く內地まではいる必要はないから、一番近い所がよいと云ふので、汽車で「イングランド」から「スコットランド」に向ふに境界を越ての第一の停車場所在地たる「グレトナ、グリーン(Gretna Green)と云ふ一小村が其目的に使はれることになつた。而してどう云ふ譯か或鍛冶屋の親爺が其の世話を燒くことになつて鍛冶屋の店で結婚をすると云ふ慣習となり、『グレトナ、グリーンのブラックスミス』と云つて有名になつたのであります。其婚姻のことも「グレトナ、グリーンマリエーヂ」と云ひます。斯くして其弊害が段々甚しいので、一千八百五十六年に「イングランド」の方で法律を作り、突然「スコットランド」領に行つて結婚したのでは「イングランド」の方では其婚姻を有効と認めない少なくとも「スコットランド」に二十一日滯在した後でなければ、そこで婚姻をしても「イングランド」に歸つて有効な婚姻と認められぬと云ふ事を定めたのであります。それ以來所謂「グレトナ、グリーン、マリエーヂも行はれなくなつたと云ふことであります。

英法系に屬するものとして尙ほ北米合衆國がありますが、同國は國法が統一して居ない點に於て頗る面倒な國柄であります。即ち婚姻法に就いてもアメリカ四十何州皆法律を異にして居るので、それを取纏めて論ずると云ふ事は非常に困難でありますから、極く大體を述べるのであります。アメリカも大體はイギリスの法律を受け繼

いで居るので、其婚姻法も大體に於てイギリスと同じであります。即ち法律婚と宗敎婚といづれでも可いと云ふ事になつて居るのであります。但し前身がフランスの植民地であつた州もありますので、さう云ふ所にはフランス流の法律が行はれて居ります。又事實婚主義を認めて居る州もありますが、大體に於てイギリスと同樣な制度と御考へになつて可いと思ひます。唯だ一つ違ふのは結婚禁止の範圍でありまして、親族の結婚と云ふ事に就いて、イギリスでは前述の通り種々喧しい規定を設けてありますが、アメリカは眞に血緣の續いて居る者の四親等以内の範圍を限つて結婚を禁じます。父母兄弟姉妹と結婚することが出來ないのは勿論、伯叔父と姪、伯叔母と甥との結婚は出來ない、從兄弟姉妹同志の結婚は出來ないと云ふ位の程度で、それ以上は拔けないのであります。イギリスの樣に亡くなつた妻の姉妹と結婚してはいけないと云ふ類の制限はないのであります。其代りアメリカの法律で我々が見て馬鹿々々しく思ふのは、白人と他の人種との結婚を禁止する事であります。例へば白人と黑人との結婚を禁止して居りますが、其黑人と云ふのは純然たるニグロ許りでなく、八分一以上ニグロの血を分けて居る者は白人と結婚が出來ないと云ふ樣な規則もあります。又インディアンス及びモンゴリアンスと白人との結婚を禁ずると云ふ制限もありますが、このモンゴリアンスと云ふ中に日本人を含むかどうかと云ふ事が、結婚のみならず種々の方面に就いて排日問題と關係するのであります。モンゴリアンスと云ふ中には日本人を含まないと云ふ解釋に今日では大體なつて居る樣ですが、動もすればこのモンゴリアンスと云ふ事が議論の種になります。斯く異人種との結婚を禁ずると云ふことは、自由平等、正義人道を口にするアメリカとして不似合な事でありますけれども、黑人の數が中々多く繁殖力も非常に盛である所から、黑人の勢力が段々強くなると云ふことを心配する向もありますし、又白人と黑人との結婚は子孫の爲めに宜しくないと云ふ優生學的の理由も加はつて、黑人との結婚を喧しく言ふのであります。併し是は理論としては甚だ不穩當な事で、所謂ミックスド、マリエーヂを獎勵するがよいかどうかは別問題として、同じ國の人民でありながら其間で結婚が出來ないと云ふ事は、頗る不道理と思ふのであります。アメリカとしては將來此點を十分反省して斯くの如き不道理な制限は除かなければならぬと思ふのであります。併しながらアメリカの此問題は日本にもあるので、朝鮮人、臺灣人と內地人との間に於ける結婚問題について後に述べねばならぬことがあるのであります。アメリカの或る州では離婚した者は其

後直ちに結婚してはいけないと云ふ事を定めて居る。例へばコロラド州に於ては離婚した者は其離婚の理由の何たるを問はず一年間再縁を禁ずる種々の理由がありませうが、アメリカでは近頃非常に離婚が多い所から、成べく離婚させたくない爲めの牽制の意味もあるらしい。即ち夫婦の間にどうしても別れなければならぬ事情があると云ふ離婚の爲めの離婚ならば已むを得ないが、他にもつと良い口があるから此方を止めて彼方に行かうと云ふ樣な、再婚の爲めの離婚をさせない樣にと云ふ趣旨でありませう。それからこれは歐洲諸國にもありますが、アメリカのジョーヂア州では生殖不能の者は婚姻する事が出來ないと定めて居る。是は婚姻が肉體關係であると云ふ方面に重きを置いたので、生殖不能の狀態にある者は婚姻の目的に適はぬ者であるから、婚姻を許さぬと云ふのであります。斯く婚姻を制限する制度があるかと思ふと、他方では婚姻を奬勵する制度も採つて居る。これは多少風紀維持と云ふ樣な方面から、婚姻でない男女關係を成るべく正當の婚姻關係に引直したいと云ふ考であつて、所謂「後婚認正」(Legitimation by Subsequent marriage)の制度などがそれであります。これは私生子の父母が結婚すれば其私生子が嫡出子となるのであつて、我國にも其通りの規定があります。歐洲諸國では寧ろ此制度を嫌ふのであつて、未だ結婚しない内に出來た子供を後で結婚したからと云つて正當の嫡出子に引直すと云ふ事は婚姻の神聖を害すると云ふ考なのであります。然るにアメリカの大抵の州は私生子を嫡出子にしたいが爲めに結婚をするやうになるであらうと云ふので、結婚奬勵策として此制度を認めて居るのであります。尙ほアメリカに限つてある奇妙な規定は、男が女を誘拐して連れ出した場合に、其女を正式に妻に娶れば誘拐罪が成立たない。反對に云へば誘拐罪を免かれんが爲めには相手の女と結婚せざるを得ない、畢竟これ亦婚姻奬勵策であります。アメリカ諸州中此主義を採つて居るのが二十州あります。

第四　ローマ法系及びゲルマン法系の婚姻法

扨て何故歐洲諸國中でイギリスだけを特に取り退けて申上げたかと云ふと、詰りイギリスが大陸を離れて島になつて居るからであります。成程今日から申せば、陸上を旅行するよりも海を船で渡る方が便利である位に考へ

られろが、昔にして見まするト彼處に海峡が一つある丈けに大陸とイギリスとが大變に隔りがありまして、歐洲大陸の方で行はれた事が必しも直ぐにイギリスに傳はらない。又イギリスで種々の制度が發達してもイギリスだけで大陸に及ばないのであります。而して歐洲諸國の制度の基礎になつて居るのはローマの制度であります。舊「ローマ」の勢力が全歐を風靡したことについては今更らしく申上るまでもないが、隨つて「ローマ」の法制が諸國に擴がり「ローマ」の勢力が衰退した後もローマ式の制度は殘つたのであります。尤もイギリスにもローマの軍隊が渡りましたけれども、イギリスは十分にローマの文化に浴すると云ふまでには行かなかつた。併し大陸はローマの影響を非常に受けたのであります。故に歐洲大陸の法律は大體に於てローマの流義であります。ローマの文明が非常に盛であつたと云ふ中にも、ローマ人は法律的頭腦の進んだ人民であつたと見ゐまして、ローマの法律は頗る發達して居り、そのローマ法の主義が歐洲大陸を風靡したのであります。所が他では歐洲にローマの文明と起源を異にする一種の文明が存して居たのであつて、之がゲルマンの文明であります。即ちゲルマン人固有の風俗習慣があつた。其處へローマの風俗習慣が侵入し、此兩文明が混り混つて今日の歐洲大陸の法律制度が出來上つたのであります。故に歐洲諸國の法律中には、ローマの色彩の强いのと、ゲルマン古有の色彩の强いのと、此二つに色別し得る。其處で歐洲諸國の法律をローマ法系とゲルマン法系と二つに分ける事が出來る。併し此兩系統は白黑と云ふ風に判然と色別が出來るのでなく、何れの色彩が强く出て居るかと云ふだけのことであります。故にローマ法系の婚姻法とゲルマン法系の婚姻法とは一所に取交ぜて申上げます。

今日の歐洲諸國は戰爭の爲めに大分形勢が變りましたが、戰爭以前の歐洲大陸には二つの大勢力があつた。それがドイツとフランスである事は申すまでもありませぬ。而してフランス法はローマ法の系統を非常に多く受けて居りまして、之がローマ法系の代表者であります。フランスと云ふと直ぐにナポレオンを聯想しますが、ナポレオンと云ふ人は優れた法律的頭腦を有つた人でありまして、自身率先盡力して有名なナポレオン法典を作つた。今日のフランス民法は一千八百四年にナポレオンが作つたものが大體其儘行はれて居るのであつて、既に百二十年近くなります。而してナポレオンは歐洲諸國を征服すると共に、行く先々に自分の拵へた民法典を押賣りしてあるいたのであつて、それ故今日のベルギー民法、イタリー民法等は大體に於てナポレオン法典即ちフランス民

法と同じであります。スペインもやはりローマ法系で、一方からは直接にローマの影響を受け、他方又フランス民法の影響を受けて居るのであります。

然るにドイツでは多少法律の様子が違ひます。ドイツでは民法典はフランスのやうに古くから出來て居たのではなく、第二十世紀の始め即ち一千九百年一月一日からドイツ民法なるものが行はれ始めたのであります。ドイツ民法は今日の世界の民法の中で一番完全なものとされて居ります。其施行は千九百年からですが、實は餘程以前からの計畫で種々研究して作つたのでありまして、一方にはローマ法の主義を採らうと云ふ論者があり、之に反對して他方ではドイツ固有法の主義即ちゲルマン法で行かなければならぬと云ふ論者もあつて種々議論をした結果、兩方を混合調和した民法が出來た。さう云ふ譯で、フランスの方はローマ法を受け繼ぎ、ドイツの方はゲルマン分子が大分入つて居るのであります。所が又最近に至つてスイスに民法が出來ました。スイスの民法は一千九百七年に出來て一千九百十二年から行はれ始めたので極く新らしいものでありますが、此新民法はフランスとドイツの兩方の民法を手本にしてそれを折衷したもので非常に好く出來て居ます。スイスは場所から云つてもドイツ、フランス、イタリーの間に挾つて居るので、國は小さいけれども歐洲の中心と見ても宜い國柄でありまして、隨つて法律も一方にフランス、ベルギー等のローマ法系を參照し、一方にドイツのゲルマン法系の制度を參照して拵へたのでありますから、スイス民法は今日の歐洲の民法の代表的のものであると言つて宜いのであります。

扨てドイツ、フランスを始め歐洲諸國の婚姻制度は、前にも申しました通り法律婚主義で、婚姻は宗教上の制度でなく法律上の制度であるから、宗教上の手續を行つた丈けでは婚姻は成立たない。法律上の手續をしなければ有效の婚姻は成り立たないと云ふ主義を大體採つて居るのであります。スイス民法に依りますと婚姻年齡が男は二十歲以上、女は十八歲以上で可なり高くなつて居る。併し斯う云ふ風に婚姻適齡が高い國では又多少の融通を利かせて、特別の理由がある場合には政府の許可を得て適齡以下でも結婚することが出來る樣になつて居るのであります。婚姻は當人達の合意に依るものであるのは明かな事でありますが、其點をスイス民法は特に明かにして、判斷能力を有つた者でなければ婚姻する事は出來ないと云ふ事が書いてある。即ち精神病者は結婚することが出來ないとしてあります。精神病者が結婚し得ないと云ふことは種々の方面から考へられます。生理的方面即

ち優生學の方面から精神病者を結婚させると、其性質を遺傳して子孫の爲めによくないと云ふ考もあり得ませうが、スイス民法のは精神病者は判斷力を缺いて居るから婚姻の合意が出來ないと云ふ方の意味なのであります。又結婚に父母の同意を要する年齡は滿二十歲で、即ち成年者が結婚するには父母の同意は要しない。フランス民法では初めは此年齡が男は二十五女は二十一となつて居たが、一九〇七年六月二十五日の法律で男女共婚姻に父母の同意を要するのは滿二十一歲までと云ふことになりました。

次に歐洲大陸諸國の結婚の手續はどうなつて居るかと云ふと、それぞれ中々面倒な規定があるのであります。前述の通りフランス、ドイツ、スイス等では、婚姻は法律上の手續を經なければ成立たぬことになつて居て、我國で申すならば、市町村役場と云ふやうな所に行つて手續をしなければならぬのであります。我國の婚姻手續は極めて簡單で屆書一本出せば事濟みであり、必しも自身出頭する必要はないのでありますが、歐洲諸國の婚姻手續は決してさう簡單なものではないのであります。例へばスイス民法で見ましても、何某と何某と結婚したいと思ひますからと云ふて役場に申出でると、役場では前にイギリスの部で申したやうに役場の門前にそれを公告するのであります。そして若し指定期日までに故障の申立がなければ愈々手續を許すのでありますし、若し故障の申立てがあれば、其故障が果して正しいかどうかを裁判に依つて決定し、其故障の方が理由のないものと決定すれば、其處で結婚の手續を行ふのであります。其結婚の手續と云ふのは當事者自身を呼び出して役場で行ふのでありますが、私はベルギーのブラッセル市で右法律的結婚式を實見しましたから、其模樣を話しませう。

ブラッセルの市役所は非常に立派な建物で、旅客の見物場所でありますが、私が丁度其市役所を見物して居りました時、今結婚の儀式があると云ふことを聞きまして其部屋へ行つて見ました。(未完)

本部通信

大阪の「覺醒婦人大會」

前號で一寸申しました通り、賀川豊彦氏夫妻の斡旋で大阪神戸支部の會員によつて二月十二日午後一時から中央公會堂で協會主催の「覺醒婦人大會」が開かれましたので本部からも三理事が出張、出演いたしました。市川理事は準備や打合せのため七日に平塚理事は十日に、奥理事は十一日に立ちました。當日は前夜の雨も晴れて幸ひ好天氣でしたので、男女の聽衆二千五百餘。野次も忽ちにしづまつて非常に靜肅な緊張した會でした。私共はかうして關西婦人界に一石を投ずる事の出來た事を、同時に今後の大阪支部發展の上に好結果を齎す事の出來た事をよろこんで居ります。當日のプログラム左の如し。

プログラム

一、開會之辭　大阪支部幹事　原田皐月
一、淸盛の鎧
　神戸女學院教授　長谷川初音
一、日本婦人のシヤイネスに就いて
　神戸支部幹事長　石原　良子
一、婦人の時代が來ました。
　本部理事　平塚　明
一、新婦人協會の趣旨とその運動
　本部理事　市川　房枝
一、新婦人協會と日本の婦人
　大阪朝日婦人記者　恩田　和子
一、勞働婦人の立場から
　賀川　春子
一、獨　唱
　杉本あい子
一、婦人の政治的覺醒
　本部理事　奥　むめお

大阪講演會精算報告

支出之部

會場費	一二〇、〇〇〇
ピアノ借代	三〇、〇〇〇
下足其他旭組支拂	二一、〇〇〇
小室代と椅子借代（十日及十二日分）	一一、二五〇
立看板二十枚代	二〇、〇〇〇
印刷費（プログラム、入場券、規約）	二八、〇〇〇
サンドウイツチコーヒー代	一五、八〇〇
公會堂給仕心付	一、五〇〇
往復旅費並に仕度料（三人分）	八六、九一〇
新聞記者招待費用	二六、八〇〇
滯在中の電車及俥代	六、八四〇
通信費	二、五三〇
夕食四人分	五、八〇〇
女中心付	三、〇〇〇
新聞代其他雜費	七〇〇
合　計	三八〇、一三〇

收入之部

賀川豊彦氏夫妻より寄附	五〇、〇〇〇
吉田氏夫妻より寄附	三〇、〇〇〇
酒井清七氏より寄附	二四、〇〇〇
關口冬子氏より寄附	五、〇〇〇
石原良子氏より寄附	五、五〇〇
入場券賣上高	二八六、四〇〇
雜誌賣上高	五九、八九〇
合　計	四六一、四五
收支差引	八一、三二

神戸の講演會

大阪は右の如き好結果を收めましたが、翌十三日に開く事に既に決定してゐた神戸の會は神戸支部の態度が中途に於て動搖變更したため終に中止となつた事は誠に殘念な事でした。此事件に就いて神戸支部と本部との關係に就いて疑問をもつてゐられる會員もあるやうに思はれますので、事のいきさつを一通り左に報告いたします。今度の大阪の講演會の計畫に就て初めて賀川豊彦氏から本部の平塚理事が手紙を受取つたの

は、一月三十一日の事でした。折返し電報で同答せよとの事でしたので承諾の返電を打ちました。それ以來日取りの事に就いてこれも主として電報で交渉を重ねました結果、二月四日に同氏から十二日と決定、且主催は新婦人協會とする、一日も早く來阪せよといふ意味の報告に接しました。併しその時はまだ本部では賀川氏が大阪神戸の兩支部の幹事に交渉された事を知りませんでしたので、本部として協會主催となる以上關西の會員方にお知らせする義務があるばかりでなく、大にこの際兩支部が提携して立つて頂かねばならぬと思ひましたので早速講演會を開くから賀川氏と相談の上準備されたしとの意味の電報を大阪の原田幹事と神戸の石原幹事宛に打ちました。なほ本部の者は會の打合せや準備のため誰れか一人だけ、先に卽ち八日に大阪に着くやう出發の事に極めましたので、それも序でに知らせました。それで石原氏宛の電文は左の如きものでした。

「八日朝着く、講演會準備賀川氏とはかれ」

ところが、この電報を同夜遲く手にした石原氏は前日賀川夫人から「十二日に平塚神戸でも十三日頃講演會を催しては いかゞ」との相談をうけ、今朝それに對して承諾の意を回答された關係から、それと、本部からのこの電報とをすぐに結び付けて、電文中の講演會は無論神戸の講演會、八日朝着くは神戸に着くものと解し、しかも八日朝着くからその日の午後か又は夜でもすぐ講演會が開けるやうに準備せよとの意と誤讀され、早速電報を携へ、賀川氏宅を訪問されたところ、昨朝の石原氏の承諾によつて既に會場の借入れも濟まされた後であり、且つ夫人は大阪の會は十二日と確定してゐて決して狂ひませんから、そんな筈はない」と否定されました。そこで石原氏は神戸支部の與かり知らぬ間に本部と賀川氏との間には事が確定的に進んでゐるものと誤解して、本部の態度は支部を無視したるものとして不愉快を感じられたものらしいのです。

本部では石原氏への打電後間もなく賀川氏からの手紙で十三日に神戸でも會をする事、石原氏にも現に相談されたといふ事を始めて知りそして安心しました。翌五日午後石原氏から、會場の借入其他の準備すんだといふ意味の電報に接し、且つ續いて講演者の豫定や本部理事の來神を待つといふやうな手紙が來ましたので、着々事の進んでゐるのを敬服し同時によろこびました。

然るに本部理事がいよ〳〵下神して見ますと神戸支部の態度は石原氏からの通信とは全然相違した、實に意外なものでした。卽ち神戸の講演會には神戸支部には全々關係しない事に決議したといふのでした。何といふ豹變であらう。私は實に驚きました。併しその理由として述べられる處は結局四つに歸するものでした。(一)今度の本部の態度は支部を無視してゐるといふ事。(二)賀川氏は問題の人であるから、氏との提携は一部の會員の脫會を免れまいといふ事。(三)某新聞記者から幹事八田若江氏に又他の某新聞記者から石原氏に賀川氏は將來神戸支部を春子夫人の手に收めんとの計畫であるとの内報があつたといふ事(四)講演會は賀川氏主催として既に某新聞に報道されし故今更取消す事は出來ないといふ事。二月十一日平塚市川兩理事は石原幹事長始め他の幹事や主なる會員會合の席にて最初からのいきさつを話し、諒解を求め、且つ一旦承諾して、既に、準備もなり日も迫つてゐる事でもあり、小事に拘泥する事なくこの際、大阪支部の如く協會全體のために協同して開催されたき旨を希望しましたけれど、遂にその決議を飜す事が出來ず、結局

一、神戸支部の會員は大阪の講演會を應援する事、卽ち石原氏出演、其他數名の受付、接待等の役割を引受ける事。

二、神戸の講演會は賀川氏主催とし神戸支部は直接關係しない事、只支部會員は成るべく多數傍聽し外部から聲援する事。

に決し、遺憾ながら散會しました。

其夜は賀川氏に御逢ひする事が出來ませんでした。翌日面會昨日の會見の結果を御話

しをしますと。賀川氏はから言はれました。「そんな事ならやめときませう、石原さんが賛成されたから會場も借りたのです。賛成されなければ會場など借りやしません。それにもうプログラムを刷る時だつて今となつちやありません、今度はやめませう。」こんな次第で明日講演會といふ日の前日即ち十二日に中止となつたのです。

私共は賀川氏に對しお詫びしなければなりません。(I)

會務部より

□四月より一月迄の會計報告

大正九年四月以降の、即協會成立後の收支を御報告いたします。どうせ總會の席上では御報告いたしますから、各部に分けずに協會全體のを收支だけ掲げます、さうして最後に一月末現在に於ける借入金及未拂金の高を記しておきます。

○九年四月

收入 八五〇、五〇 (特に音樂會純益を含む)
支出 四五五、六八 (特に備品費、借入返濟金等を含む)

○九年五月

越繰 二九四、八二
收入 一六九、〇〇
支出 五二五、二二 (特に總選舉應援費を含む)

○九年六月

繰越 三八、六〇
收入 四七〇、五〇
支出 四〇七、四九 (特に臨時議會運動費を含む)

○九年七月

繰越 一〇一、六一
收入 七六三、〇二 (特に講習會聽講料維持會員一時拂會費を含む)
支出 七八四、一三 (特に議會運動費講演會、講習會費を含む)

○九年八月

繰越 八〇、五〇
收入 二九五、五〇
支出 二四四、二一 (俸給の一部をも含む)

○九年九月

繰越 五一、二九
收入 一七三、七九
支出 一七三、七八 (俸給の一部をも含む)

○九年十月

繰越 ナシ
收入 七七九、一六 (雜誌代及廣告料をも含む)
支出 七七六、一七五 (雜誌出版費俸給の一部を含む)

○九年十一月

繰越 二、九八五
收入 八三一、四六 (誌代廣告料をも含む)
支出 八三三、九八 (雜誌出版費關西出張費俸給の一部をも含む)

○九年十二月

繰越 四六五
收入 一、三九五、三七 (雜誌代廣告料をも含む)
支出 一、三四三、七三 (雜誌發刊費俸給の一部をも含む)

○十年一月

繰越 五二、一〇五
收入 四一八、七七
支出 四〇五、三九

●借入の分 一、〇〇〇、〇〇
●未拂の分 一、三九六、〇七 (雜誌印刷費、新聞廣告料、紙代製本料、器具費の外六二七、〇六の俸給未拂分を含む)

□寄附者氏名(大正九年十月より十年一月迄)

金拾五圓 田中芳子氏 金百圓名生ゆき氏
金壹圓 南部雲石氏 金參圓 佐藤正氏
金五拾圓 柳引弓人氏 金拾圓 池田伍六氏 金五圓 岸衛氏 金五圓 小林勝三郎氏 金五圓 皆川芳造氏 金參百圓 某氏
金拾圓 大岩勇夫氏 金拾五圓服部きみ氏

金九圓九十錢　牛越義貴氏　金四圓　北野千香氏　金壹圓　久保田次惠氏　金二十圓　足立民子氏　雜誌創刊號用紙及新聞廣告料　吉田徹夫氏（市川）

□現在會員數（二月廿五日調査）

會員種類	在京人數	地方人數	合計
正會員	六五	一五六	二二一
第一種	六二	三一	九三
第二種	五六	二六	八二
維持	一一	五	一六
合計	一九四	二一八	四一二

□新入會員氏名

（二月二十五日迄の分）

一、正會員の部

川手君代氏（東京）野原きん子氏（東京）馬渡繁子氏（東京）小野榮子氏（岡崎）原チヨ氏（愛媛）小椋茂代氏（和歌山）北島しづ子氏（長野）河合ゆり子氏（横濱）岩橋みち子氏（横濱）小篠長子氏（横濱）大場かずゑ氏（横濱）森岡操氏（朝鮮）中野八千代氏（大阪）長谷川初音氏（神戶）賀川春子氏（神戶）吉田都代氏（大阪）黑住雅子氏（大阪）太田花子氏（大阪）濱野菊枝氏（大阪）小川ますゑ氏（大阪）福島靜子氏（大阪）三木つる子氏（大阪）小林花子氏（大阪）吉田美代子氏（大阪）浦濱ふみ子氏（大阪）井上萩子氏（大阪）久保田幸子氏（大阪）山田次惠子氏（大阪）光石芳野氏（大阪）森本政子氏（大阪）西川香鶴氏（大阪）永島萬美氏（大阪）藤岡谷田元江氏（大阪）正富仲子氏（大阪）河野靜子たつ氏（大阪）内藤周子氏（大阪）遠藤節子氏（大阪）山田芳枝氏（大阪）安田香氏（大阪）楠原はつの氏（大阪）樋口靜子氏（大阪）泉孝子氏（大阪）湯本愛子氏（大阪）本並菊枝氏（大阪）西堂菊枝氏（大阪）宮地功子（大阪）松崎ふじ子氏（東京）

一、第二種贊助會員の部

岩泉泰氏（松山市）

一、第一種贊助會員の部

森岡二三氏（朝鮮）高本トヨ子氏（京都）上河原ノブ子氏（京都）大川周子氏（神戶）牛越義象氏（米國）木場貞子氏（大阪）原井鈴子氏（大阪）突田福太郎氏（東京）

□電話と事務所

待ちに待つて居ました急設電話がいよいよ近いうちに來ることになりました。電話が自由に使へるやうになれば餘程仕事の上に時間と勞力に於て浪費を省く事が出來るであらうとよろこんで居ます。電話の方の費用を前々から引受けてゐてくださつた方が、色々の事情で約束を履行して下さらなかつたゝめ、期日を前にひかへて隨分まごつきましたけれど、併し佐田氏の御好意で、やつとの思ひで開通料をとにかく間に合ふやうに納付することが出來ましてほんとに安心いたしました。

この上は早く事務所を市内に見付けたいと思ひます。一軒屋でなくとも二階でも二間續きの處があればそれでもいゝと思ひます。却てその方が便利かとも考へます。どちらにしても御心あたりがありましたら御知らせを願ひます。

□經營難に就いて

（維持會員の入會と寄附を望む）

市川氏の會計報告で御分りになる通り、協會は今可成貧乏に苦しんで居ります。經濟上の心配のために大部分の精力が費されて仕舞つて、本當の仕事が思ふやうに出來ない事を何よりもつらく思つて居ます。就いてはこの際特に餘裕のある方々から經濟上の御援助を仰ぎたいと思ひます。

維持會員もせめて五十名位には早くしたいと思ひますから、會員諸氏は御心あたりの方々へ御勸誘御紹介下さいますやうに御願ひいたします。

□會費の領收について

會費の受取書は御名々に差上げればいゝのですけれど、なかなか手が廻りませんから今後は毎月々々誌上に御名を記して受取にかへますから左樣御承知を願ひます。尚未納の方へは月末に集金をさし出しますから、御拂ひ下さい。序に申上げますが從替よりも振替の方がお互の便利でございますから成るべくさう御願ひいたします（平塚）

事業部より

口提出いたしました三つの請願は「花柳病者の結婚制限並に離婚請求に關する」ものと「治警五條修正に關する」分丈は請願委員會が濟みました。その結果花柳病の方は本誌所載の如く結局不採擇に終りましたが、非常に眞面目に熱心に討議せられたらしいことは速記錄によつて察せられます。治警の方は前議會通り殆ど議論なしに採擇でした。婦人參政權の方はまだ請願委員會にかけられませんから、その結果は次號で。

口婦人參政權に關する法律案は、既定の賛成者を得るには餘程運動しなければむづかしさうに思はれますので今議會は請願に止め、來議會に於て早くから大々的の運動をして出來る丈立派な案として提出する方が賢の得たるものではないかと思ひますので中止をしました。尙請願の紹介は永井氏から政友會の高見之通氏に御願下さいました

研究部だより

△

組織を變更してから、一週一回の研究會が實に愉快に、緊張して來ました。若い者が大勢集つて研究を進めてゆく事は、全くたのしいものです。殊に、以前に何等かの必要に迫られて、專門家に法律上の相談をかけた事のある方や、いろんな不便な事不利益な事、馬鹿らしい事などに出會つた事のある方は、めいめいその經驗談を持出して意見を述べられたりするので、調べてゐる事が生きてゆくのです。何の經驗もたない、又法律上の知識をうける便宜のなかつた多くの者は、條文を吟味する事は愚かその解釋にさへ迷ふ程ですから、今更のやうに女子敎育をもつと人間らしく改めなければならないと思つて來ます。第一、今の女子敎育は、一日も其の支配から離れる事の出來ない法律などの事を、てんで考へに入れてゐないのですからね。

現在の法律が如何に女子を無視してゐる事でせう。至るところに訂正の必要を感じさせられます。男ばかりの手と頭で作られた條文は、まあ、こんなものです。現在の民法を知るだけでも結構です、此の研究が男も女も幸福になれる新しい社會をつくる準備として、何かのたしにでもなる事が出來れば更に本望であります。熱心に進めてゆかうではありませんか。(御出席の時は、民法をお忘れないやうに願ひます)

△

第一回の親睦會は、あいにく大變寒い晩でしたが、十名以上の集りで大變賑かでした。何か熱いものをとの御注文で、簡單にお手のものでタヽをすましたのですが、御馳走があんまり熱くて、あついのに氣をとられて御話がゆつくり出來ないといふ小言も出ました。いろんな話に面白く笑ひながら、樂しく親しみました。

これから場所を、事務所ばかりに限らずに會員中有志の宅でまはり持ちにする事、時には遠足などもする事等の提案があつて滿場一致で可決しました。遠足に宜しい春になりましたから、早速實行したいものです。(奥)

◆寄贈雜誌

丁酉理論講演集(二月號) 家庭婦人雜誌 三月號 婦人新報(二月號) 佛國(二月號) 文化運動(二月號) 力(二月號) 勞働(三月號) 日華公論(二月號) 住宅研究(二月號) 國際外交雜誌(二月號) 新眞婦人(二月號) 道友(三月號) 斯民(二月號) 國際聯盟(二月號) 內觀(三月號) 中學世界(三月號) 女學世界(三月號) 婦人くらぶ(三月號) 婦女新聞(每號) 越後タイムス 關西婦人新聞 平民 東京時論(三月號) 女性日本人(三月號) 學校敎育(三月號) 婦人の友(三月號) 中外新論(三月號) 奮鬪青年(三月號)

支部通信

神戸支部

第十二信（一月六日）　幹事長　石原リヤウ

新年に入りて初めての通信に御座候、顧みれば客年十一月十四日、神戸支部を設立して、日尚ほ淺く、正會員僅かに三十四名を以て新春を迎へたる私等は今年はと手に撚りをかけて、心が張り切つて居ります。

神戸支部新年會　昨五日、會員八田莕江氏宅に於て我神戸支部の新年會を開く、出席者左の十四名に御座候。

石原リヨウ、武井ふく子、藤善みどり、石原とし子、竹吉さき子、佐々木いとの、八田莕江、山本むめ子、廣間ひで子、長谷川すみ江、山本清子、瀬川みつ子、大原なつ子、藤尼さみ子（以上いろは順）

皆々嬉しそうな、而して希望に輝いだ顔をして、我神戸支部の前途を祝福し、和氣靄々の裡に散會しました、散會の少し前、大阪朝日新聞神戸支局の岡氏より電話かゝり本日の會の模樣を知らせとの事なりしも、若し御來會下さればと申上げたる處、遂に御出で下され、我々會員より何か我等の爲め御氣付の點もあらば、御高教を給はりたしと希望したる處種々有益なる御話あり一同謹聽仕候。

右新年會に出席者の寫眞を撮る、出來の上は一葉本部へ御送呈可申上候。

第十三信（一月二十二日）

拜啓一月六日付の第十二信及金貳拾七圓八拾錢の送金も、正さに御受取り下されたる事と存じ候、一月十七日付平塚樣よりの御葉書拜見仕候、御子供樣お二人り及奥村樣も御病氣なりし由、御心遣ひと御多忙の程御察し申上候、昨日、神戸支部會員新年會の寫眞一葉御送り申上候が御入手下され候哉。

其後正會員の入會者は左の三名に御座候。

田中のぶ、三明規代子、村橋末子

又「女性同盟」購讀申込者は左の五名に御座候。

須田しげ子、青木貞、松尾三郎、谷村常次、川方哲次

一月六日、私は八田莕江氏と共に、大阪朝日、大阪毎日、大阪時事の三神戸支局、神戸新聞及神戸又新の五新聞社を新年賀禮旁歷訪し、我等の宣傳及後援を依賴す、又同日夕方私獨り神戸相生橋警察署に出頭し、高等係主任黒岩忠次郎氏に面會し、我新婦人協會の主義綱領を話し、十分の諒解を得置きたり。

尚神戸支部より左の方々に「女性同盟」第四號一部づゝ寄贈す

有吉兵庫縣知事、山岡兵庫縣警察部長、櫻井神戸市長、梶原湊川警察署長、遠藤相生橋警察署長、相生橋警察高等係主任黒岩忠次郎氏

昨日、神戸曉明會本部より左の通り申込を受けたり、書體蕪雜なる處より見れば、此の申込は神戸の諸婦人會に向つて、なされ候ものと存ぜられ候。

拜啓貴會益々御隆昌奉賀候、陳者國家多事に際し、吾々國民協力一致の秋と存候國民とは男子の事を謂はず、男女の協和また緊要の事と存候、就ては貴會の方々と本會會員一堂に會し、左の諸問題に就き意見交換しては如何哉と存候、贊否及修正の意見御內示に預り度此段得貴意申候

拜具

大正十年一月二十日

曉明會幹事　藤原　米造

議題第一部

本會より提出の問題（末尾に記載しあり）

議題第二部

（貴會其他婦人團體より提出のもの）

會場及時日は追而御協議の事

追而右御內意來る一月三十日までに幹事に御回答下被度願上候

議題第一部
（一）婦人の義務と婦人享樂權の伸暢
（二）婦人の天職と婦人職業問題
（三）國粹文藝の家庭化と女子教育の改造
（四）國粹文藝の家庭化と子弟の育英
（五）男子の放埒と大名化せる花柳文藝の弊害
（六）公娼廢止問題
（七）婦人參政權の問題
議題第二部
婦人團體より提出のもの（未定）
以上

私は右の申込を承諾し、曉明會員と談論致度存じ候、唯だ同會より提出せる議題中にはその第一の如き意義不徹底のものあり、之等は私等より修正せしめ、且つ最も肝要と思惟するもの數題に就き意見を吐露したく存じ候。

前便差出候後、私等は一月十日、兵庫縣立高等女學校内に開かれたる朝日新聞記者の經濟講演會及一月十五日、神戸女學院にて催されたる男女學生の合同講演會にも出席し、いづれも其機會に我婦人會の宣傳を致し候事は例に依而例の通りに御座候。

又本日は午後五時より神戸女學院内にて神戸に於ける各婦人團體の聯合婦人茶話會ある筈、私も招れて出席可仕候事と相成候故、機會を得て、我婦人會の爲めに少時間なりと演説仕度存じ候。

第十五信　（一月二十九日）

私事、時局柄、大ひに活動すべく決心仕居候處、去る一月四日より國許より老母來り運惡く病氣にかゝり、目下其看護に心身を勞し居候間、協會の方の事業は思ふに任かせぬ事ばかりに候へば、兩三日中に國許より一名看護に來る事に相成候ゆへ、それよりは外出も仕易く、十分の運動仕るべく間左樣御承知被下度候。

何れ議會開會中には都合つけて上京致度心組に御座候。

第十七信　（二月二日）

拜啓、只今友人より電話かゝり「大阪每日」の夕刊に、來る六日午後一時大阪中央公會堂に於て、婦人問題講演會開催、東京より平塚、市川兩女史來阪出演せらるゝ趣載つて居るとの事、右は事實に候哉、折返し御申越し被下度候。

「大阪朝日」神戸支局の斡旋で、神戸市に於ける種々の婦人會を聯合したる一婦人會成立仕候、アマルガメートにあらず、コンフエデレートに候、此支部も交際上これに加盟致し候、若し將來、それが爲めに、我新婦人協會の特色、本領、主義を沒却せしむるやうな傾向、又はそれほど迄に至らずとも、幾分にても、此等に害ありと認めたる場合は、脱會の覺悟に御座候、目下の狀況見込にては、加盟の方利益と存じ候、蓋し右の婦人會は神戸市全般の意見を纏め、力を合はし、其聲を大にし、「朝日」の時々開催する關西婦人聯合大會に於て、先導的の位置を南め、其主張を徹さんが爲めに生れたるものに御座候。

第十八信　（二月四日）

昨夜賀川豐彦氏夫人はる子氏より來狀、來る十二日貴姉方御兩人御下阪の由、好機を利用して神戸に於ても講演會を催し度いが思召如何との御相談有之早速參上大贊成の意を表し候、右の都合故出來る限り早く萬般の準備致度候故御來神被下候事出來可申哉御確答を得候得はゞ、十二日大阪にて御用濟の上翌日即十三日御來神被下候はゞ辯士は内輪にて濟まし御兩所と私及尾本氏其他賀川氏方より適當の方應援下さるかとも存居候、同氏に於て會場のお世話下さる筈「會場」の借賃は當支部にて負擔可致候、右取急ぎ貴意得度如此御座候。

第十九信　（二月五日）

昨夜おそく貴電を拜見仕候、今朝賀川はる子様（豐彦様は御留守中）に面會打合せ申候其結果左の電報を發し申し候。

「神戸の講演は十三日に願む賀川氏が昨日會場借受け其他準備濟んだ」

大阪支部

記錄係　原田皐月

大阪支部は名許りで一向振はなかつたのは土地の事情にうとい幹事が各自の仕事に

追はれる事の方が多くて、會の仕事に全力的になれなかつた事に原因を持つては居ますが、又支部會員と本部との意志疏通の缺けて居るらしい事も原因の一つをなして居ると考へられました。そこで本部幹部の來阪を乞つて講演會を開いて、改めて支部の發展をはかる事にする事が大阪支部として の第一の仕事の様に考へられましたので其期を待つて居ました。處が贊助會員の賀川豊彦氏共益社專務理事酒井清七氏などの特別な御援助の許に突然に講演會開催の準備が出來上りました。二月十二日に御多忙中の本部理事三名の御來阪を得て覺醒婦人大會の催しを實現する事が出來、四十名の新入會員を得、豫想通りの好結果を得る事が出來ました。これも賀川氏酒井氏の御盡力に負ふ處が多い事を支部會員は深く感謝して居ります。

猶神戸支部からも御助勢頂いた事を非常に嬉しく存じました。以下詳細に申上げます。

▲二月八日

本部理事市川房枝氏講演會準備の爲來阪

▲二月十日

一、支部集會を公會堂第一號室にて開催、講演會を開催迄の經過を報告す。來會者二十名

二、市川理事より本部の事業、會計諸狀態の說明あり。

三、支部として來阪の本部理事歡迎會を十二日午前十時より三越樓上にて開催の協議成る。

▲十二日午前歡迎會

來會者廿五六名歡談に時を移す。然も午後一時開會の講演會を控へて居るので市川、門野、中村、中野の諸氏と私とは準備の爲早々に公會堂に向ふ。この日三越は私共の依頼に應じて一般顧客に講演會のプログラム配付を快く承諾された好意をほんとに喜んで居る。

▲十二日午後の講演會記事は別項の通り

▲十二日支部會

講演會散會後當日の新入會員四十名をも合せて大阪支部初まつて以來の盛大な支部會を公會堂一號室にて開く。門野氏私より簡單に支部の之迄の經過を市川氏より本部の狀況を報告次いで、新入會員の紹介、殺會員の各自紹介を終つて役員選定に移る。

幹事五名

協議員五名

幹事は長山氏の提議に依り舊幹事本部理事の推薦にて左記五氏に決定

總務幹事　關口冬子

幹事　原田皐月、高安やす子、山本秀子

澁谷浪子

協議員は第一種贊助會員全部で五名なればこの日出席なき方の御承諾を得て決する事とす。

▲歡談後散會　幹事會に移る（廿三日の幹事會決議も合せて記載）

幹事分擔

會計係澁谷、庶務係關口、研究部係山本

茶話會係高安、記錄係原田

——會合日に就いて

毎年一回　五月に支部總會を開く。

この時は本部役員の來阪を乞ひ講演會を開く事

毎月一回　第二土曜日午後一時より茶話會開催

研究會　三月十二日の三月茶話會にて有志の研究部員にて詳細を決定する事。但し幹事會上の相談事項として月三回、民法親族篇の研究

——會員擴張の件

綱領規約雜誌を廣く發送の事

三月七日に在大阪の有力者に發送する事

印刷規約四千枚、封筒千枚、帳簿四冊、幹事五名の寄附とす。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

●●●●●●●大阪支部事務所

大阪市南區天王寺勝山通

關口冬子方

協會日誌抄

一月廿七日――二月廿五日

▼一月廿七日(木) 佐々木會員カードの整理で忙しい。市川印刷屋にて校正、平塚家に閉ぢ籠つて原稿書きに專心、いつでも一番あとになつて、矢のやうな催促がなければ書きに掛れないのだから困る。請願全部製本されて來た。北隆館より殘本が返送されて來た。山内みな氏郷里より上京、來訪。

▼一月廿八日(金) 佐々木數日掛つてした請願調印者の統計を濟ましてホツト一息。野澤氏來訪、夕方よりしよぼ〳〵と雨降る。

▼一月廿九日(土) 平塚市川議會にゆく。川村氏菓子御持參にて來訪。佐々木田島、七時迄かゝつて仕事をする。

▼一月三十日(日) 例によつて日曜であるけれ共勤務。近日中に治警案が上程されるに就いて、會員及新聞社へ通知を出す。贊成し盡力された代議士諸士には禮狀を出して猶、今後も婦人參政權のために宜しく援助して頂くやうに頼む。神戸賀川豐彥氏より治警五條撤廢のために大講演會を行つて協會の宣傳をするから來神したらどうだといふ手紙が來た。

▼二月一日(火) 午後市川印刷屋にて校正佐々木カードの整理、治警案は三日若くは五日の議會に上程せられるらしく、會員より傍聽希望の申込が續々來る。淸水澄子氏來訪。

▼二月三日(木)猿渡氏より「ヨロコビニタエズ」と祝電が來た。治警五條修正が半分だけ成功しさうなためだ。佐々木會員の會費の調査にかゝる。雪降りて寒し。

▼二月四日(金) 奧病氣の爲暫く休んでゐた研究會を開く。星野、百瀨、齋藤、平塚野澤、市川、田島、上村氏等出席、猶、これから毎月第一金曜には懇親會を開いて、有志は夕飯を共にする事にしたので、みんな揃つて暖い赤貝鍋をつゝつき乍ら歡談をした。

▼二月五日(土) 雪どけの道を議會にゆく治警案が上程される日である、會員の傍聽者五十餘名であるが、婦人傍聽者が毎もより大變多かつた。一宮、松本、小山の各代議士の說明で委員附托となつた。中で政友會案の政談集會に會同されるやうになるのが通過するらしい。みんな通過するのが當然であると、誰でも思つてはゐるのだけれ共政治家の間には亦妙な意地やら、行掛りやらがあるのだから仕方ない。

▼二月六日(日) 賀川氏よりの來信に依つて急に阪神方面に出發と決定。賀川氏及石原氏とも打合せをすます。三月號の編輯會議をして表紙や、活字、組方などを少し變更する事にする。讀賣新聞記者望月氏來訪富安氏より頑丈な盆二枚頂戴する。

▼二月七日(月) 市川午後九時の汽車で先發す。製本屋の不都合から雜誌が未だ出來上らない。

▼二月八日(火) 雜誌漸く出來、平塚、奧佐々木、田島四人で發送をする、田島風氣不快にて中途で歸宅、夜から後藤氏、鄕氏の手傳をうけて、夜九時過ぎ車夫に頼む。一般夫人にあてた百枚程、婦人が參政權をえたらその權利をどう使用するかと問合せのハガキを出す。三月號のためなり。

▼二月十日(木) 平塚曙町へ原稿書きにゆく、市川より電報にてすぐ來いと來た。昨日も一昨日も電報が來たのである。平塚夜九時にて出發。

▼二月十一日(金)午後四時奧出發。佐々木一人で淋しく支部會員のカードを整理し、夜おそく迄かゝつたので宿る。本所より德永氏來。近頃某重大事件といふことが頻りに新聞紙に書かれてゐたが、宮中に關する一件が少し發表せられた。

▼二月十二日(土) 事務所では佐々木一人にて會費の整理や手紙の返事書きやらにて多忙。訪問者一人もない。大阪中島公會堂に於ける我協會主催の覺醒婦人大會は午後一時から始められる筈。

▼二月十三日(日) 佐々木事務所で一人執務してゐ乍ら、時々淋しくてたまらないやうな氣持になる。

▼二月十日(月) 阪神より三人共に歸京、

山の手線にて池袋に奥は下車し、市川大塚に下車平塚は田端に下車してそれ〴〵分れる。

▼二月十七日（木）　電話開通料に就いて吉田氏へ電話す。川瀬氏、松澤氏、遠藤達之助氏、佐田氏來訪、續いて女中學校經營者の伊藤氏來らる。

▼二月十八日（金）　夜の研究會に佐田、尹川手、上村、荒井、德永、山田、黑岩、平塚、市川、佐々木、田島の諸氏及奥出席、民法親族篇の研究を進める。

▲二月廿日（日）　近頃數日、平塚金策に出かけて多忙。

▲二月廿一日（月）　平塚の奔走にて今日午後四時締切の電話開通料金、やつとまに合つて納付。

▼二月二十二日（火）市川編輯事務で多忙、山内氏來訪せらる。

▼二月二十五日（金）　今日の研究會に出席者が少くて弱合なし。平塚、後藤、田島、野澤の諸氏と奥出席、佐々木病氣にて二三日顏を見せず、氣になるけれ共、芝の白金が遠すぎて多忙な身には見舞も出來ず、みんなで心配する。市川妹君の渡米ため横濱迄見送る。なほ近頃市川氣分勝れず藥餌に親しんでゐる。あんまり忙しいからだと思ふ（む）

研究會會告

會合日　每週金曜日午後正七時より

會場　新婦人協會事務所

研究題目　民法親族篇の研究

出席者　會員の出席を歡迎します
特志者は會員外にてもよろしい

携帶品　民法條文

事務所執務規定

勤務時間　午前十時より午後五時迄

休日　日曜日及祝祭日（但し一人宛は居ります）

月曜日　身上相談日午後一時より午後八時迄

編輯室より

■此度も亦御詫びをいくつも申上げなければならなくなりました。原稿整理の時に一週間も大阪に出張して居りました爲め、一つは先月が例月よりも三日少いのをうつかりしてゐた爲め、こんなに又おくれました。

■表紙は一枚御願ひしたのでしたが、參考の爲めも一枚御願ひしたため、今月號には間にあはなくなりました。それで文字と體裁だけ少しかえて置きましたが、來月號は新裝して御目にかけられませう。

■小塚氏の『參政權要求の理由』は締切までに間にあひませんでした。私が書く筈になつてゐた『日本に於ける婦人參政權史』は私が多忙の爲め奥氏に願ひましたが、材料蒐集がまだ充分出來ないので、來月號に廻す事になりました。議會にあらはれた婦人問題も、もう少し先にいたしました。

■比較婚姻法をポイントでつめて組んだ事は、活字指定の行違ひからでしたが、不體裁な事をいたしました。此の稿はまだ澤山殘つて居りますので、次回あたりで切り上げ、單行本として發行する事にしやうかと思つて居ります。

■次號の創作は大橋房子氏に御願ひして御承諾を得ました。朝鮮婦人の方に朝鮮の婦人について書いていたゞく事も御承諾を得ました。其他二三の新進の方にも御願ひしてあります。

■次號からは、時評、海外婦人界、海内婦人界、婦人論壇、實社會等を設け、婦人雜誌としての體裁を具へるやうにする積りで居ります。

（三月二日　房枝）

●●●●●通信について●●●●●

編輯、購讀、交換等總て雜誌についての用件、送金等は、必ず出版部若しくは、編輯部宛に御願ひします。

改正定價表（大正十年新年號より）

一部	金三十錢	（郵税五厘）
半ヶ年	金一圓七十錢	（郵税共）
一ヶ年	金三圓三十錢	（郵税共）

廣告料

特等	一頁　五十圓
一等	一頁　四十圓
二等	一頁　三十圓
	半頁　二十圓

四回以上割引あり

注意

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替に御拂込み下さい。
▼郵券代用の際は一割増の事。（五厘切手にて）
▼誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書封入下さい。

大正十年三月五日納本
大正十年三月七日發行（第六號）

編輯兼發行印刷人　市川ふさゑ
東京府下田端四四五

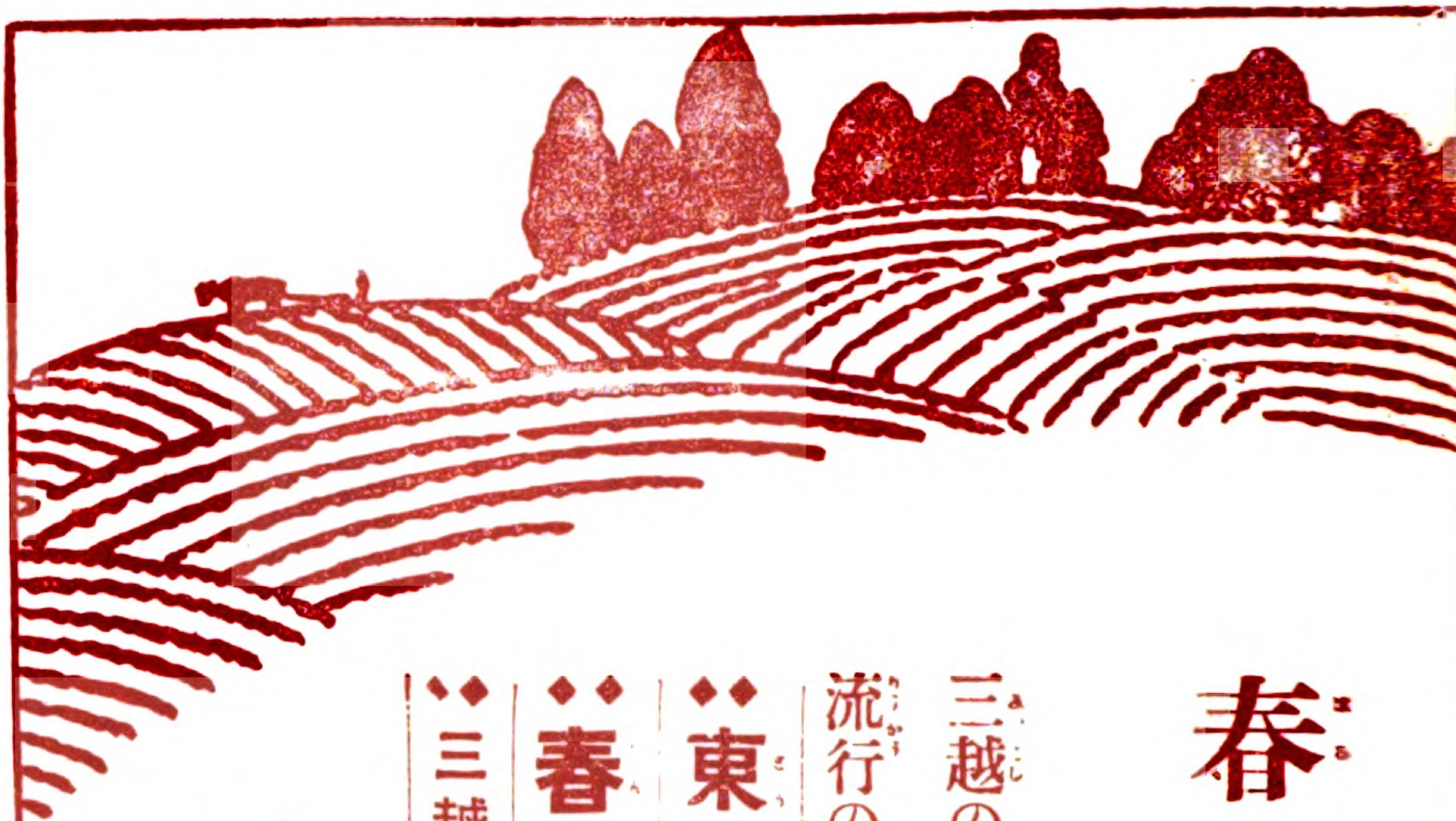
發行所　新婦人協會
振替東京五〇九〇番

賣捌所　東京堂　東海堂　北隆館
上田屋　至誠堂
其他全國各書店に有り

家庭で出來る
染め物のお稽古

坂本眞琴研究所

府下・大井町・坂下
電話大森長三六七番
振替東京四三七四四番



春の此の日和を

……三越へ、必要品揃ひの三越へ……

三越の店は常に清新の氣に滿て居ります、殊に流行の新品や、その他澤山取揃て御座います。

◆◆東洋品陳列

支那を中心としたる、東洋の雜貨を集め三月一日より

◆◆春季新柄陳列

三越獨特の流行の新柄呉服類を三月二十日より陳列

◆◆三越の三月の定休日◆三月十日◆三月廿五日◆

東京

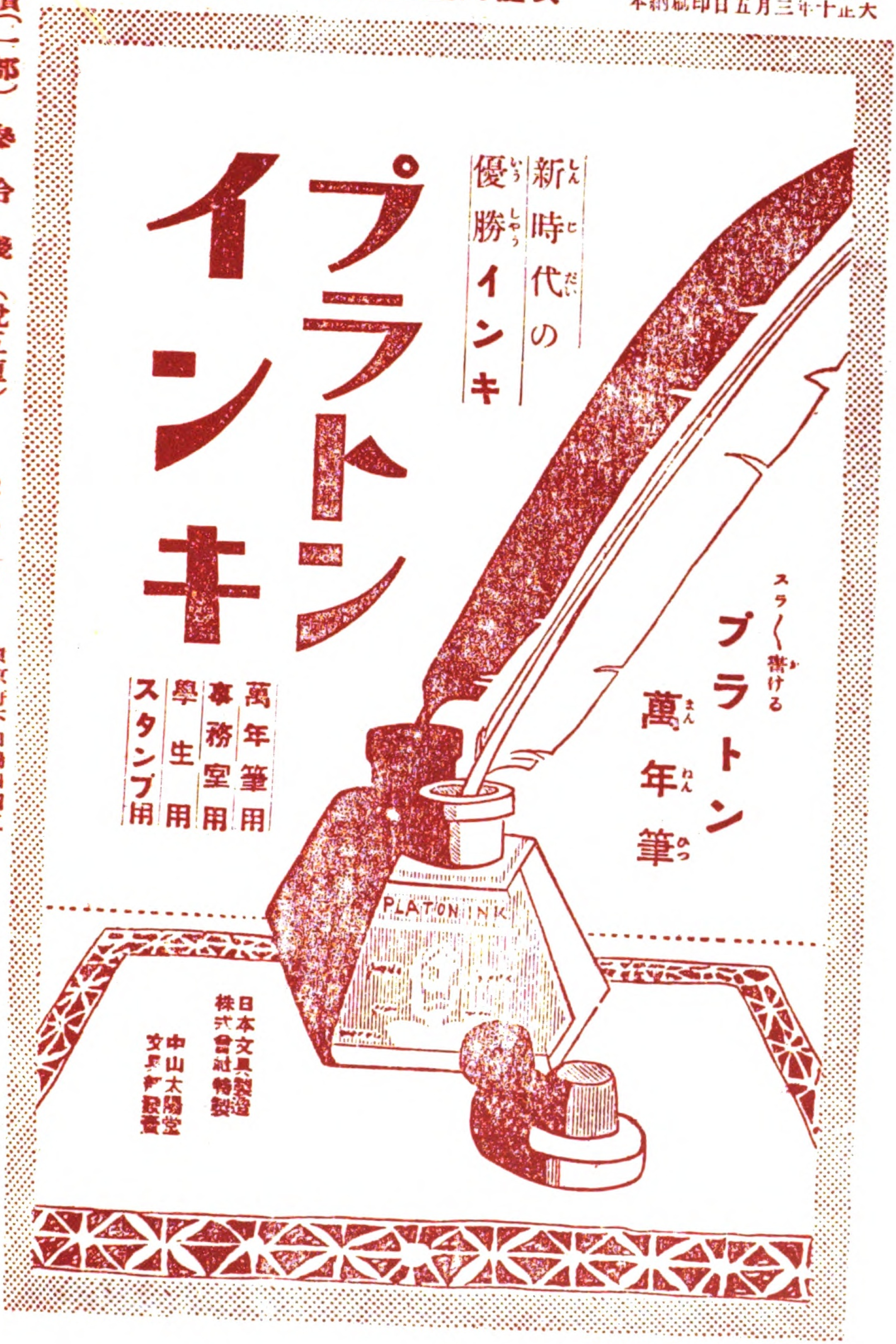
越

三越呉服店

大正九年十月一日 第三種郵便物認可

女性同盟三月號

大正十年三月五日印刷納本 大正十年三月七日發行



定價(一部)參拾錢(税五厘)

發行所 東京府下田端四四五 振替東京五〇九〇〇 新婦人協會